

資料

第2期
平塚市子ども・子育て支援事業計画
(令和2~6年度)

【素案】

(仮称)ひらつか子育て応援プラン

「たたき台」

令和〇年〇月

平 塚 市

はじめに

平塚市長 落合 克宏

目次

第1章 計画の策定に当たって

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	3
4	計画策定体制と経過	4

第2章 子ども・子育てを取巻く現状

1	社会的な状況	5
2	母子保健の状況	10
3	児童の状況	21
4	アンケートから見られる現状	22
5	基本施策（市の取組み）実施状況の振り返り及び現状と課題	31

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	37
2	基本的な視点	38
3	基本目標	40
4	施策の体系	42
	子ども・子育て支援事業計画の基本的構成	45

第4章 施策の展開

基本目標1	子どもの豊かなところをはぐくむ環境整備	48
基本目標2	子育て支援の充実・仕事と子育て（家庭）の両立の推進	54
基本目標3	子どもに寄りそった教育環境の整備	65
基本目標4	子育てしやすい安心・安全なまちづくりの推進	69
基本目標5	子どもと親の健康づくり（平塚市母子保健計画）	74
基本目標6	子どもの将来を自ら選択できる環境づくり （平塚市子どもの貧困対策計画）	85
	各種事業の連携（妊娠・出産期から学童期・思春期までの切れ目のない支援）	92

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

- 1 教育・保育提供区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95
- 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方・・・・・・・・ 96
- 3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び
その実施時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100
- 4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制
の確保の内容及びその実施時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 104
- 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容・・・・・・・・・・ 117

第6章 計画の進行管理

- 1 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 119
- 2 適切な役割分担による計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 119

資料編

- 1 平塚市子ども・子育て会議条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 121
- 2 平塚市子ども・子育て会議運営要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 123
- 3 平塚市子ども・子育て会議委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 126
- 4 策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 127
- 5 用語解説（50音順）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 128

1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、出生数の減少や出生率の低迷に伴い確実に少子化が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によれば、現在の傾向が続けば、令和35年には、日本の総人口が1億人を割るとされています。また、厚生労働省の人口動態統計では、平成30年の1年間に生まれた子どもの数（出生数）は91万8397人となり3年連続で100万人を割っている状況です。

本市においても、人口は、平成22年11月の26万863人をピークに減少傾向となっています。平成29年には0～4歳の子どもの転入超過数が241人と県内1位になりましたが、出生数の減少により年少人口（15歳未満）の緩やかな減少傾向は続いています。一方、老年人口（65歳以上）は年少人口の2倍超となっていることから、少子高齢化が進んでいる状況です。

国は将来の次世代育成支援として、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を10年間の時限立法（その後、令和7年3月31日まで延長）として制定し、地方公共団体及び事業主に行動計画の策定を義務づけました。平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が成立し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした「子ども・子育て支援新制度」が始まり、子ども・子育て関連3法の1つ、「子ども・子育て支援法」では「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしています。また、待機児童解消の取組みを一層加速化するため、平成25年5月に「待機児童解消加速化プラン」を発表し、平成29年度末までに保育の受け皿を40万人分整備し、待機児童解消を目指しました。続いて平成29年6月には「子育て安心プラン」を発表し、遅くとも令和3年3月末に待機児童を解消し、その後2年間も待機児童ゼロを維持するとしました。

本市ではこうした背景を踏まえ、平成27年度から5年を期間とする「平塚市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援の充実に取り組みました。この1期の計画期間が終了するにあたり、子育てニーズの多様化、子どもの貧困や虐待への対処など、昨今の社会情勢や子どもを取り巻く環境の変化などを踏まえ、今後の子育て支援の在り方についての方向性を明確にするため、令和2年度から令和6年度までの5年間を期間とする第2期「平塚市子ども・子育て支援事業計画」となる『ひらつか子育て応援プラン』を策定しました。

2 計画の位置づけ

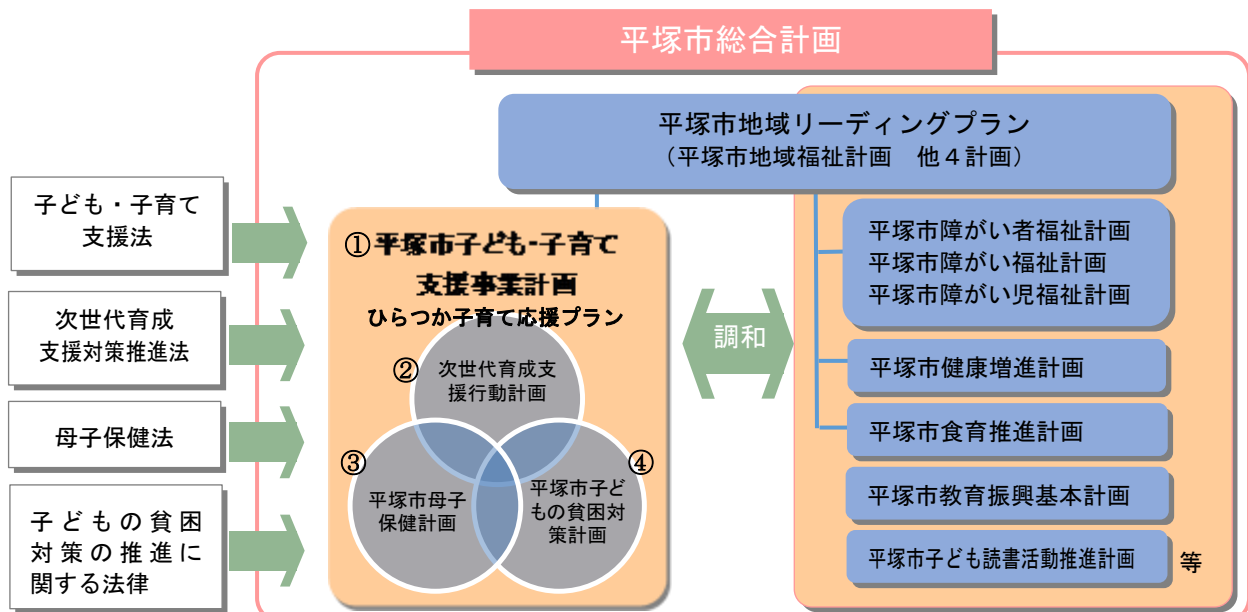
この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく①市町村子ども・子育て支援事業計画として策定したものです。また、②次世代育成支援対策推進法による市町村行動計画、③母子保健事業に関する個別計画として位置づけられている「平塚市母子保健計画」、さらに、④子どもの貧困状況に対する支援となる「平塚市子どもの貧困対策計画」を盛り込んでいます。地域を始めとする社会全体で子どもや子育て世代の人々を支えていきたいという思いを込めて、「ひらつか子育て応援プラン」と愛称を付けました。この計画の主たる対象は、満18歳未満である「子ども」と「保護者（子育て家庭）」とします。

この計画は、「平塚市総合計画 ～ひらつかNeXT（ネクスト）～」の実現を目指し、子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけます。全ての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、幼児教育や保育の場、学校、事業者、行政機関等が相互に協力し、子ども・子育てを推進するための計画とします。

また、「平塚市地域福祉計画」を「平塚市子ども・子育て支援事業計画」の上位計画として、「平塚市障がい者福祉計画」、「平塚市健康増進計画」、「平塚市食育推進計画」等の諸計画と調和及び連携を図り、地域共生社会の実現に向けて、個々の施策を推進します。

引き続き、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、本市の独自性を踏まえ、市が取り組むべき施策と達成しようとする目標を明らかにし、事業ごとに財政状況や事業実績も勘案しながら、計画的に取組みの推進を図ります。

【 計画の位置づけ 】



3 計画期間

「子ども・子育て支援法」に基づいて、市町村は5年を1期とした事業計画を定めるものとしています。したがって、本計画は、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

なお、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年の令和4年度において、計画の見直しを行うものとしています。

【 計画期間 】

平成31年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	策定				
			計画の見直し		



4 計画策定体制と経過

(1) アンケート調査の実施

子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児童（0～5歳児）の保護者を対象として、「子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

○ 調査の目的

この調査は、子育て支援に関するサービスの現在の利用状況や今後の利用希望を把握し、令和2年度から令和6年度までの5年を1期とする「第2期平塚市子ども・子育て支援事業計画」を策定するための基礎資料を得ることを目的に実施したものです。

○ 調査対象

市内在住の0歳から5歳までの子どもの保護者 2,500名

○ 調査期間

調査票の発送 平成31年1月10日（木）
調査期間 平成31年2月1日（金）まで

○ 調査方法

郵送により対象者に送付、郵送回収にて調査を実施

○ 回収結果

配布数	回収数	有効回収率
2,500通	1,349通	53.96%

(2) 「子ども・子育て会議」の審議

子育て当事者等の意見や子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて子ども・子育て支援施策を実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「平塚市子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について審議しました。

(3) パブリックコメント手続の実施

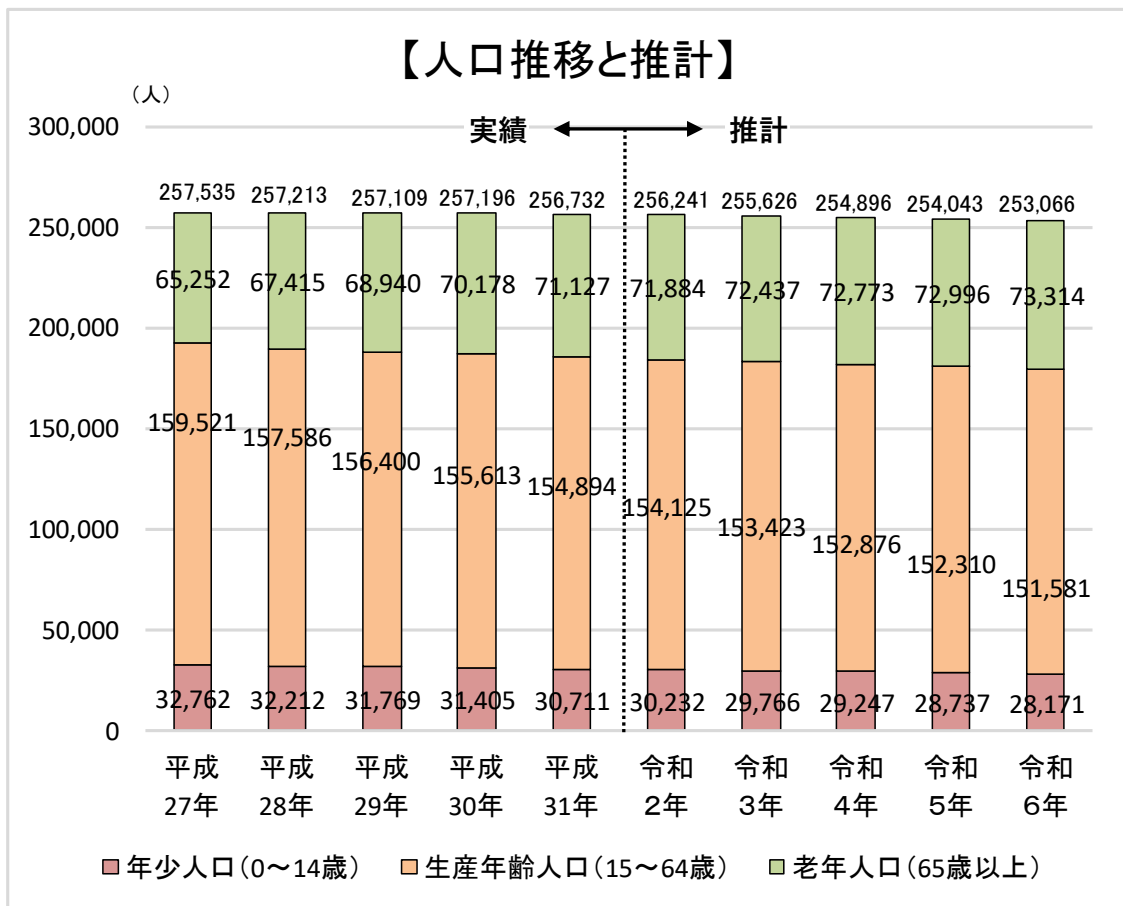
計画の素案を市役所等の窓口やホームページで公開し、市民から意見を募りました。

1 社会的な状況

(1) 人口推移と推計



本市の総人口は、年々減少し、平成31年4月1日現在で256,732人となっています。令和2年以降の推計人口についても、減少傾向にあり、令和6年4月1日で253,066人と推測されます。また、年齢3区分別人口構成を見ると、老年人口（65歳以上）は増加し、生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（0～14歳）は減少しており、少子高齢化の傾向が続いています。

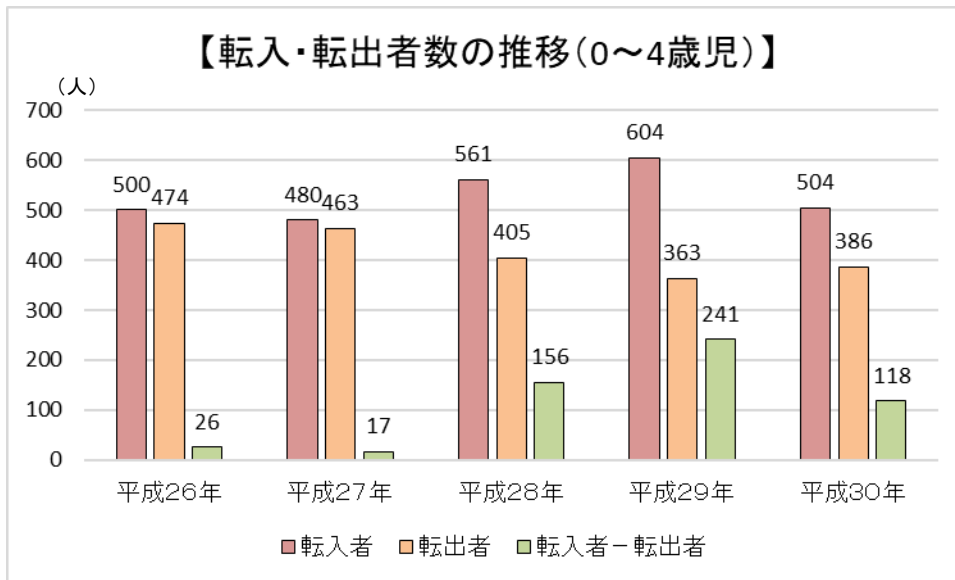


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）
推計人口は住民基本台帳を基に計算したものです。

(3) 転入・転出者（0～4歳児）の推移

本市の子ども的人数は、実績及び推計ともに0歳から年齢が上がるとともに、増加する傾向にあります。これは、0～4歳児の本市への転入者が転出者を上回っていることからわかります。

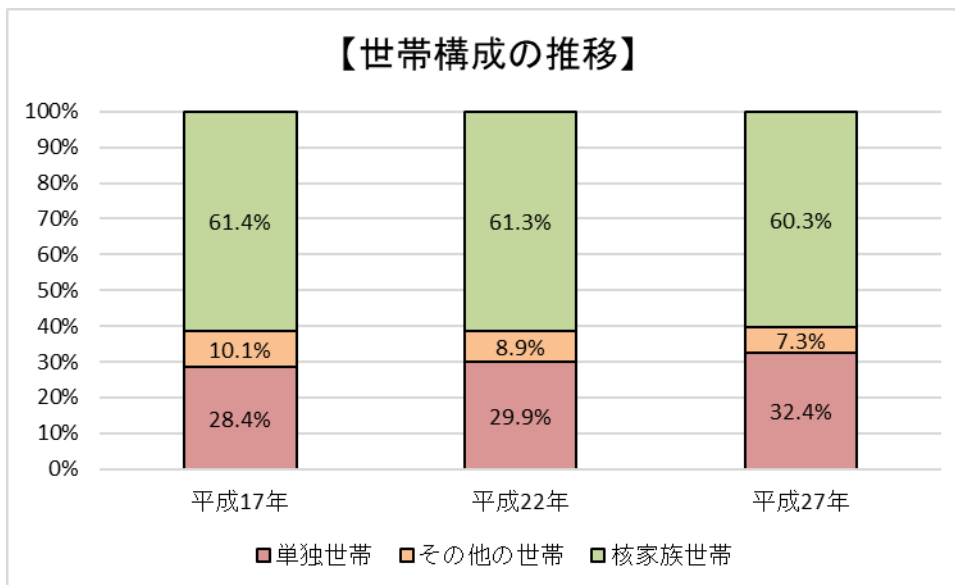
なお、平成29年の増加数は、神奈川県内33市町村の中で一番多い人数となっています。



資料：総務省・住民基本台帳人口移動報告

(4) 世帯構成の推移

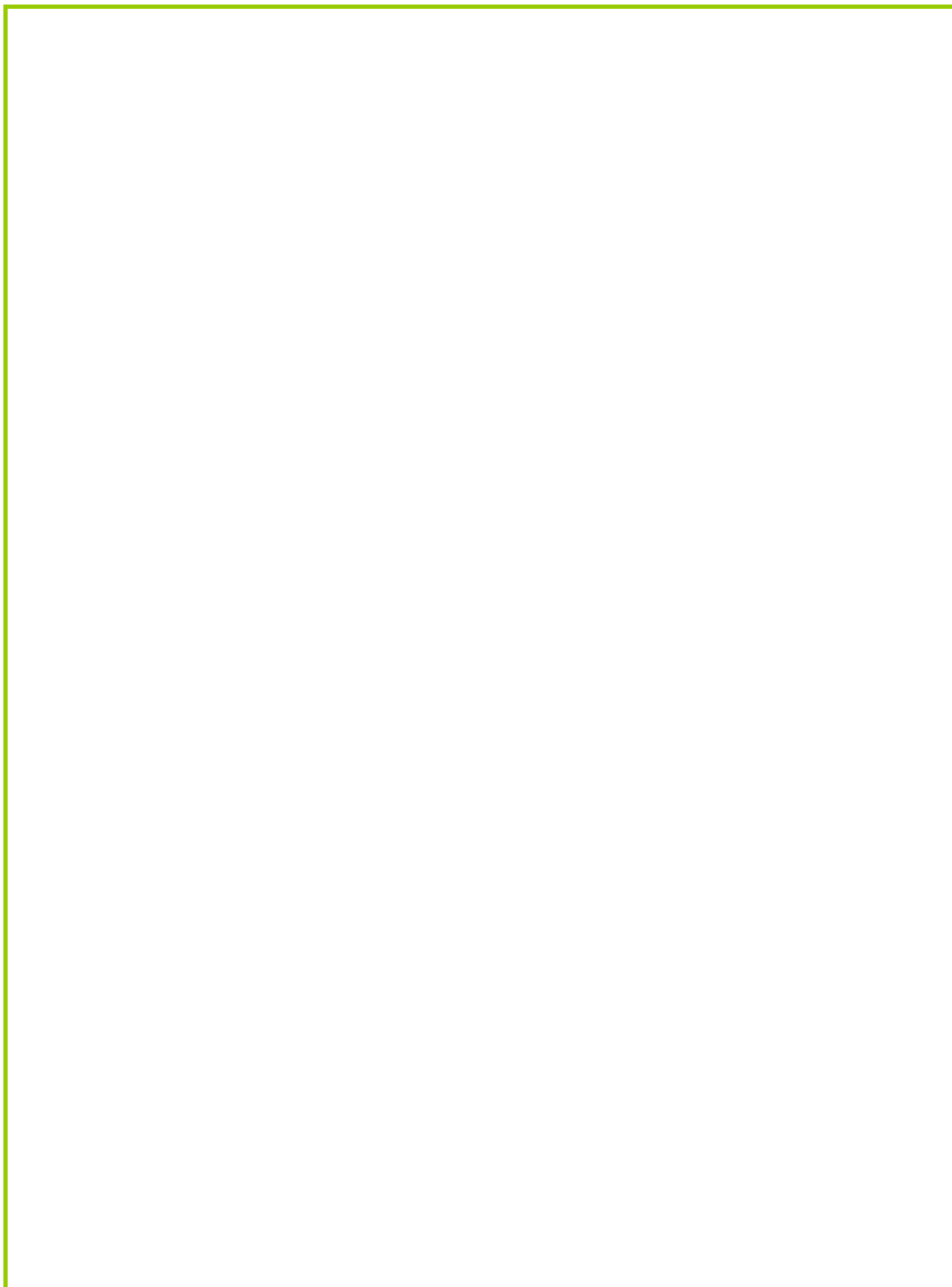
本市の世帯構成は、核家族世帯（夫婦のみの世帯、夫婦と未婚の子のみの世帯、ひとり親と未婚の子のみの世帯）の占める割合は減少傾向にあります。単独世帯（世帯員が一人だけの世帯）の占める割合は増加傾向にあります。



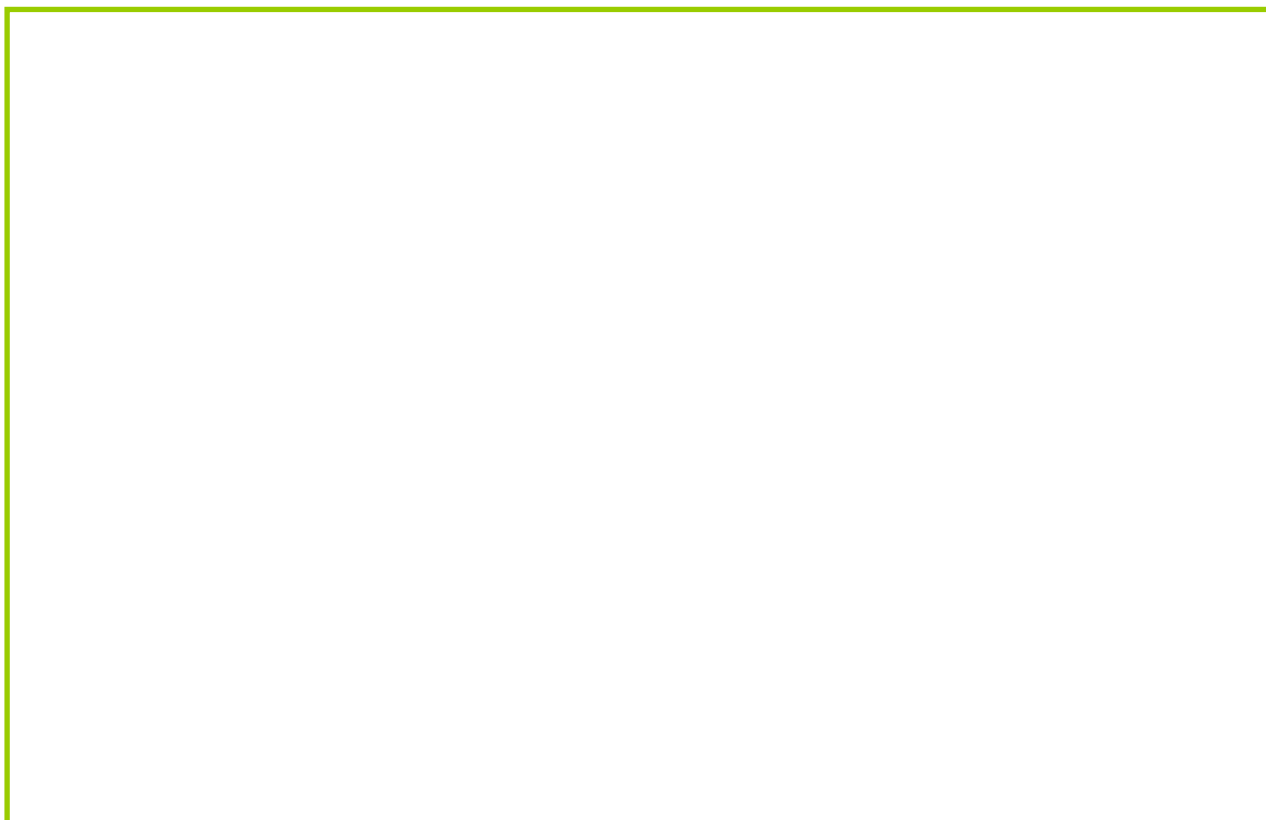
資料：総務省・国勢調査

2 母子保健の状況

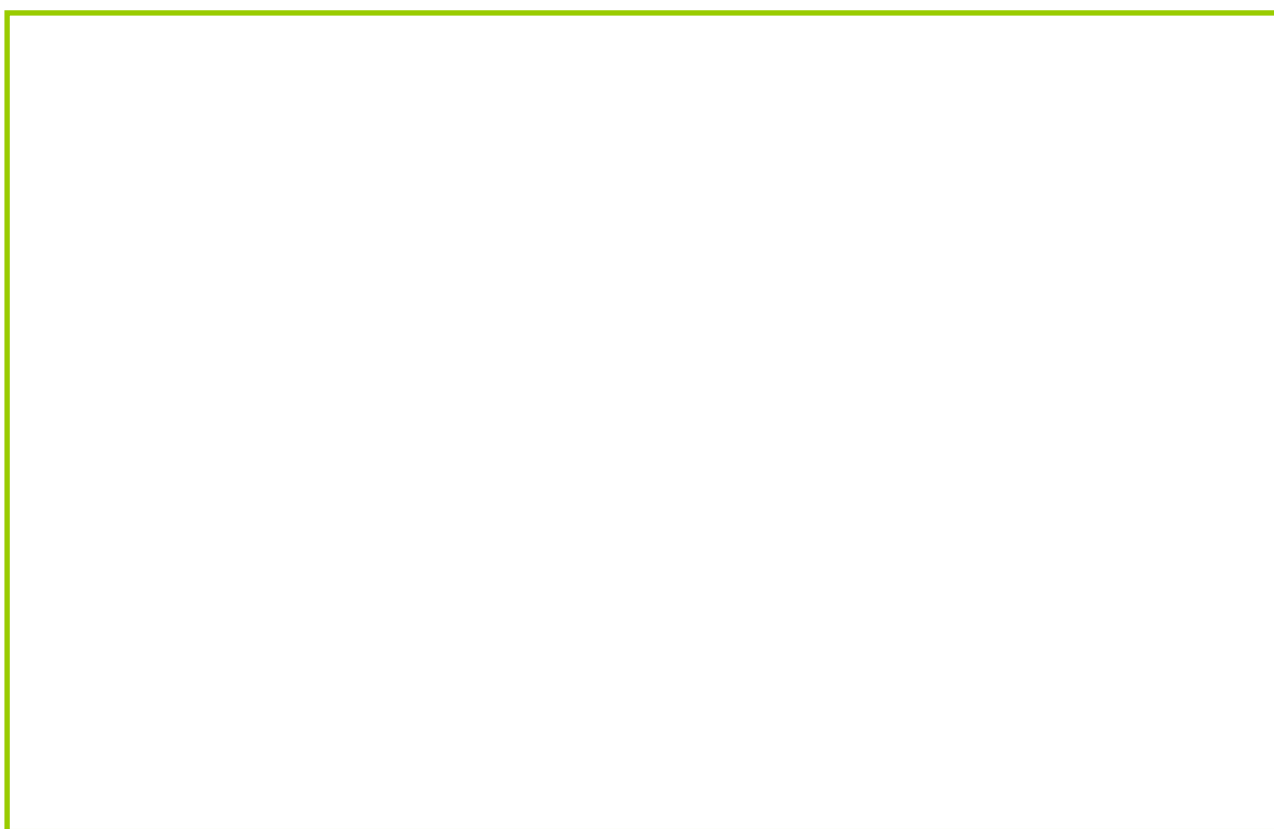
(1) 出生時体重2,500g未満の出生割合の年次推移 ●●●●●●●●



(3) 35歳以上の出産率の推移



(4) 19歳以下のお産率の推移







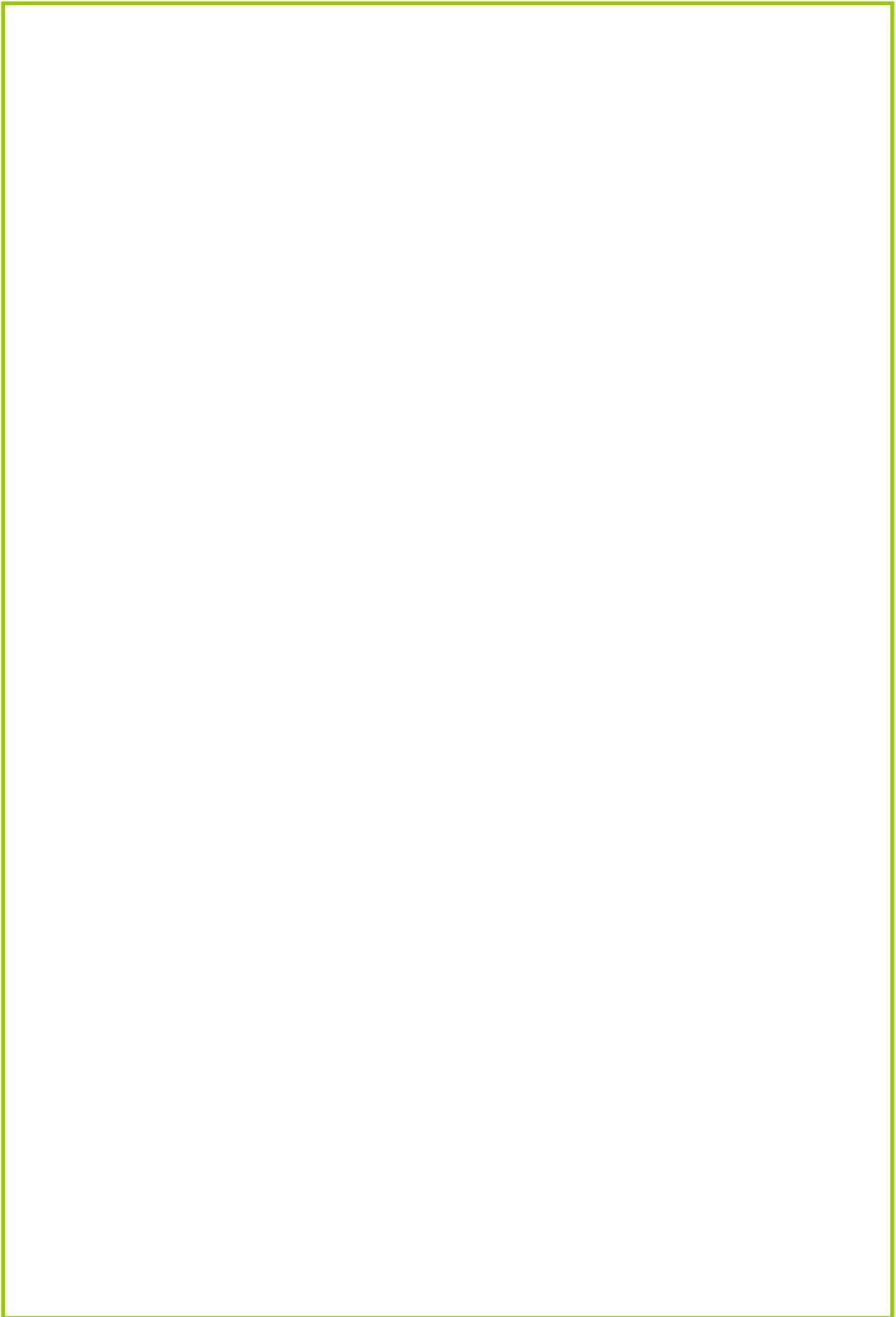
(7) 22時までに就寝する5歳児の割合



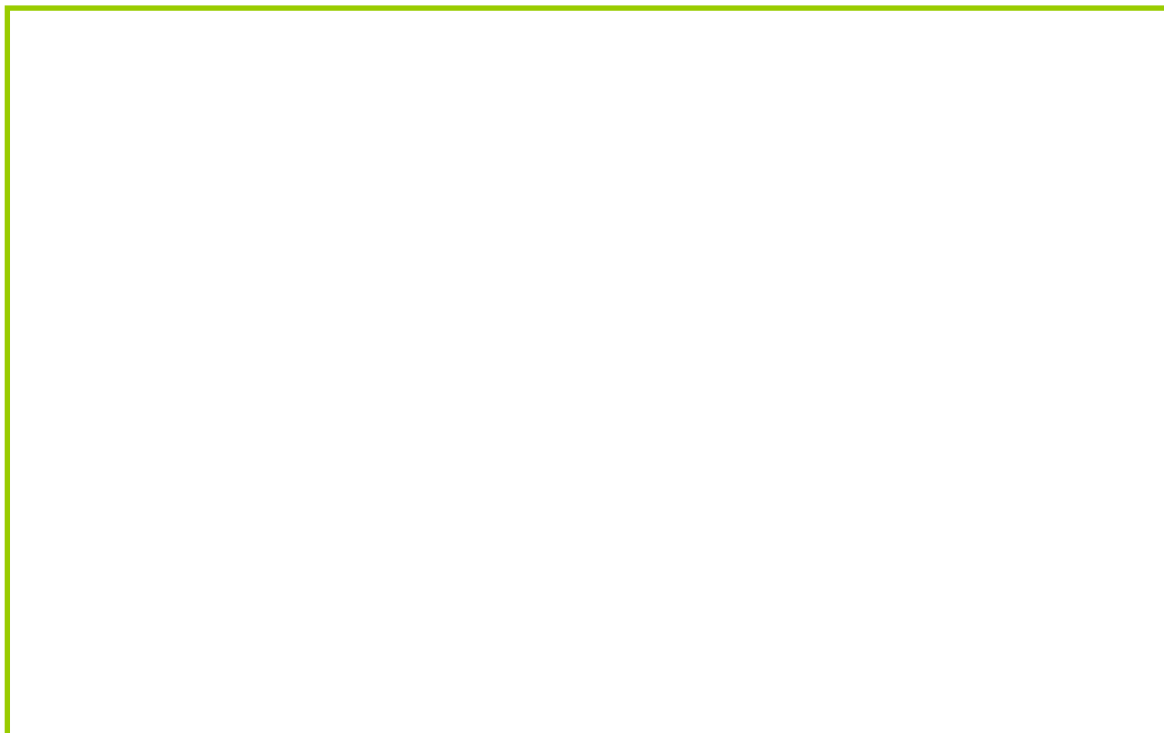
(8) 22時以降に就寝する子どもの割合



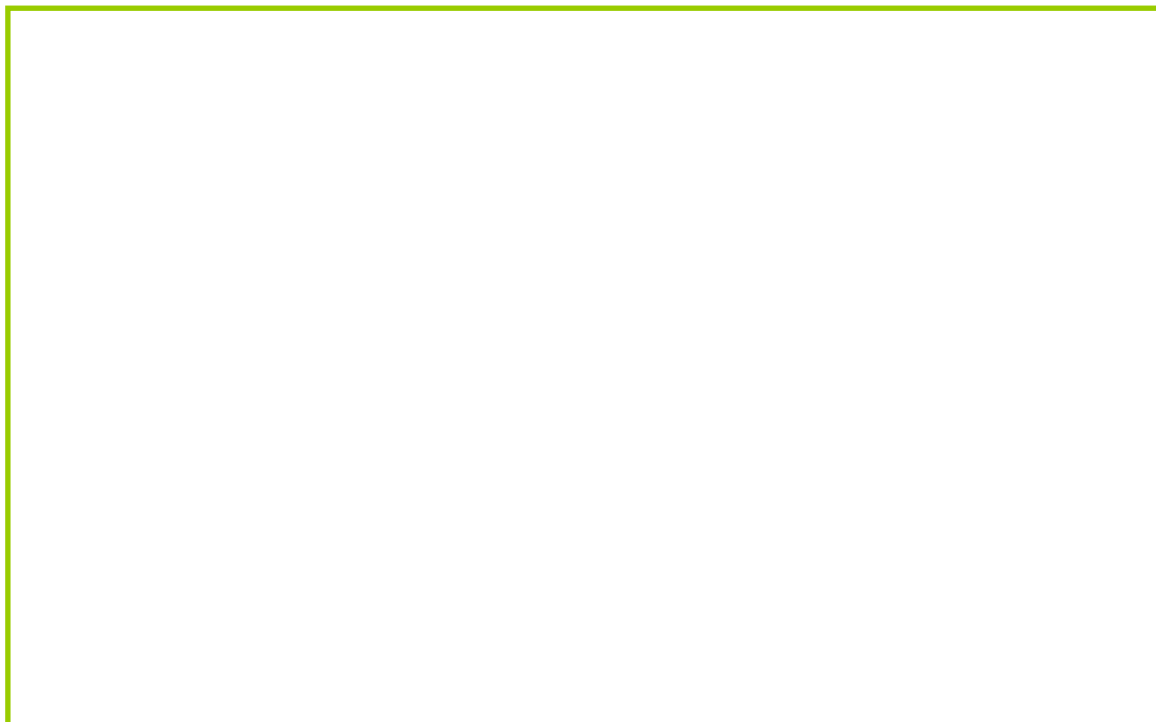
(9) 肥満傾向児・瘦身傾向児の出現率 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●



(10) 休日に2時間以上外遊びをする幼児の割合 ●●●●●●●●●●●●●●●●



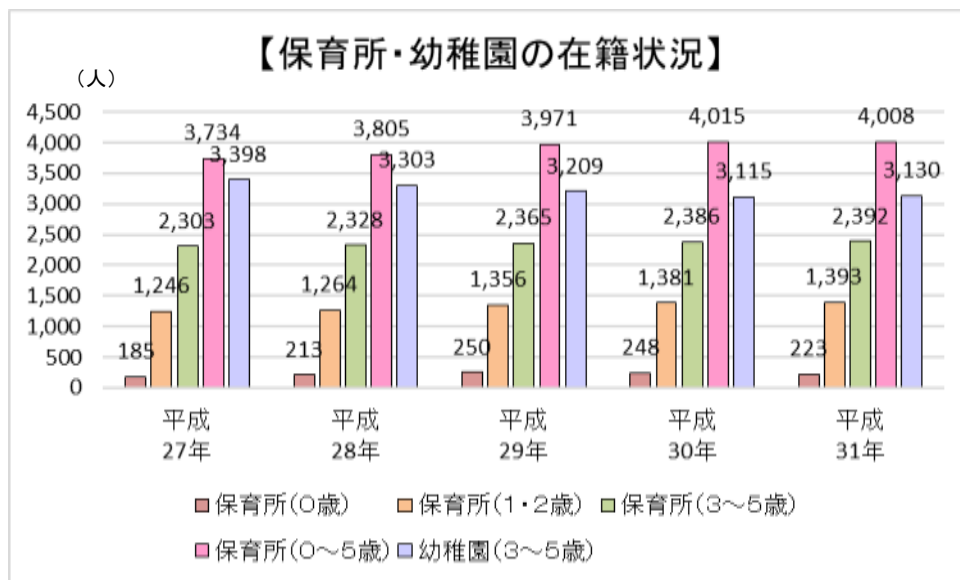
(11) テレビ、スマート・フォン視聴時間（幼児） ●●●●●●●●●●●●●●●●



3 児童の状況

(1) 保育所・幼稚園の在籍状況

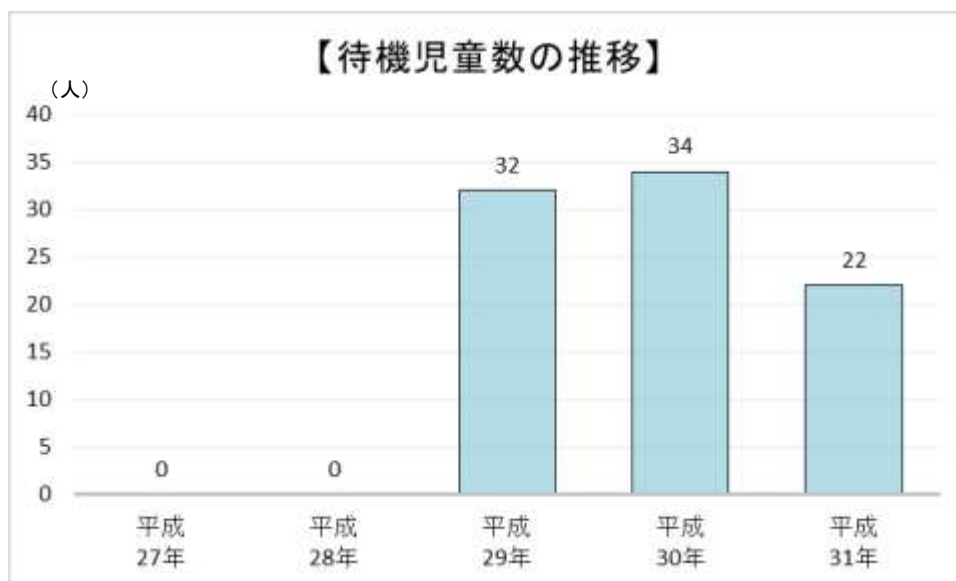
保育所の0歳児の在籍は減少傾向にありますが、保育所の1歳児以上の利用や幼稚園の利用は増加傾向にあります。申込状況を勘案し、施設整備の必要性を検討します。



資料：庁内資料（保育所：各年4月1日、幼稚園：各年5月1日現在）

(2) 待機児童数の推移

本市の待機児童数は、平成27年、28年と2年連続0人でした。女性の就業率の向上や2歳以下の子どもの転入増により、29年以降は待機児童が発生している状況です。今後も待機児童ゼロに向けた取組みを進めます。



資料：庁内資料（各年4月1日現在）

4 アンケートから見られる現状

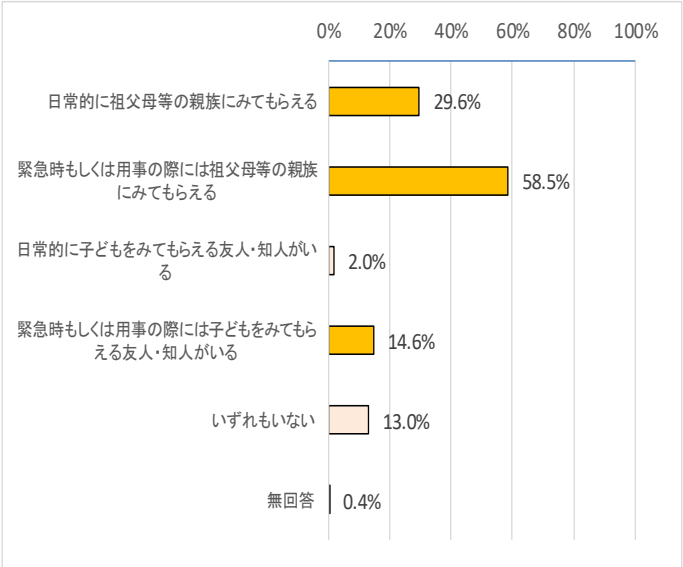
(1) お子さんと保護者の状況について ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

①子どもをみてもらえる親族・知人

- 「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」との回答が高くなっています。子育てには、家族のみならず、親族や友人・知人の存在も重要となっています。

全有効回答数：1,349 件
(複数回答可)

【子どもをみてもらえる親族・知人 (就学前児童調査)】

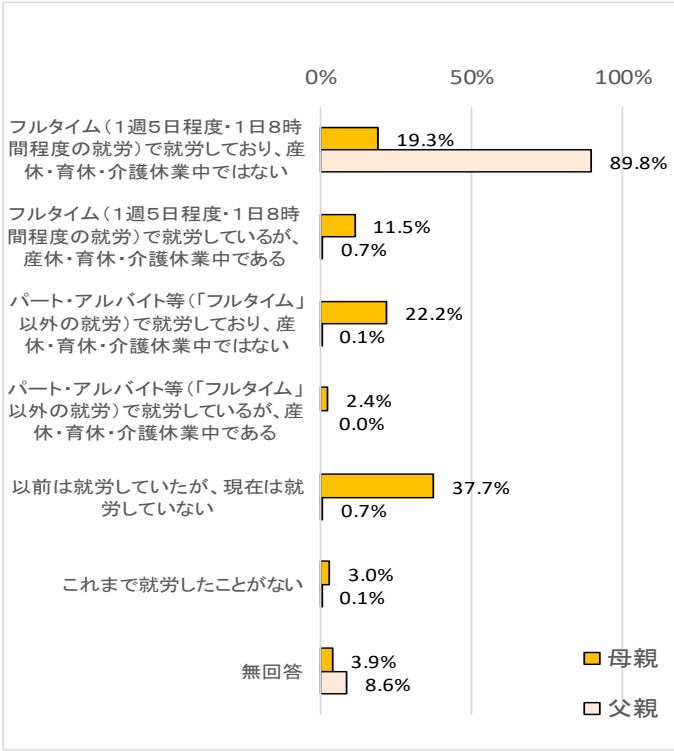


②母親と父親の就労状況

- 「以前は就労していたが、現在は就労していない」母親が多い状況です。妊娠・出産を契機に退職し、育児・家事に専念していることが考えられます。一方、就労している場合は、産休・育休を経て就労している方と、子どもが成長してから就労している方がいることが推測されます。
- 父親は、「フルタイムで就労している」割合が高くなっています。

全有効回答数：1,349 件

【母親と父親の就労状況 (就学前児童調査)】



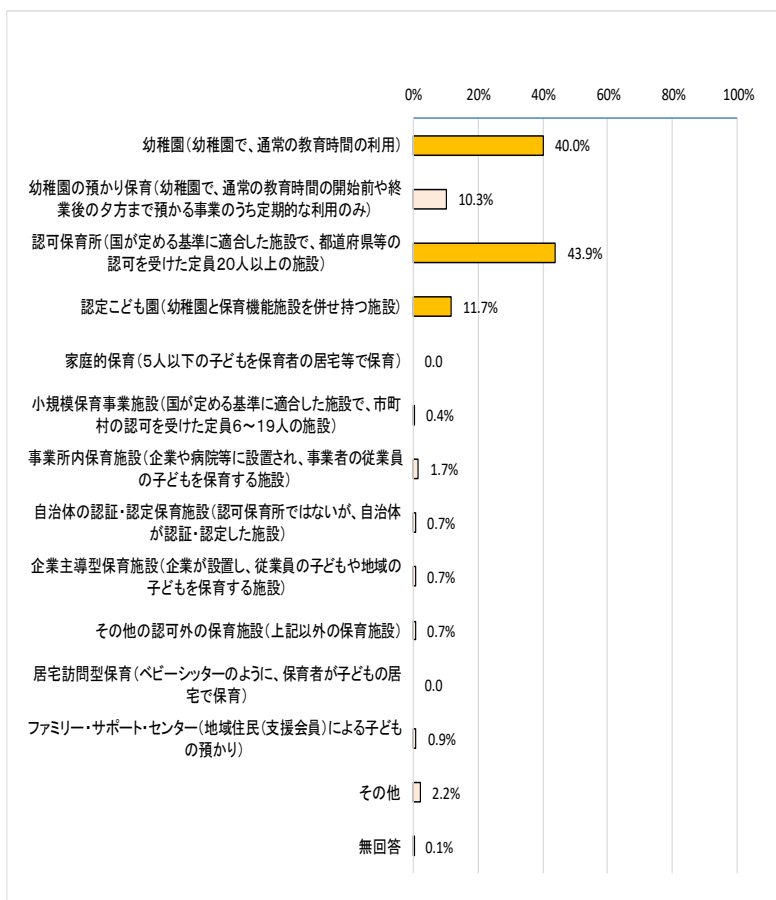
(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について ●●●●●●●●

①平日利用している教育・保育事業

- ・幼稚園や保育所等の「定期的な教育・保育の事業」を利用している割合は全体で62.6%（845件／1,349件）となっています。
- ・認可保育所、幼稚園、認定こども園の利用が高い結果から、これらの施設の需要が高いことが分かります。

《対象となる回答》
 平日の定期的な教育・保育の事業を「利用している」と回答した方：845件

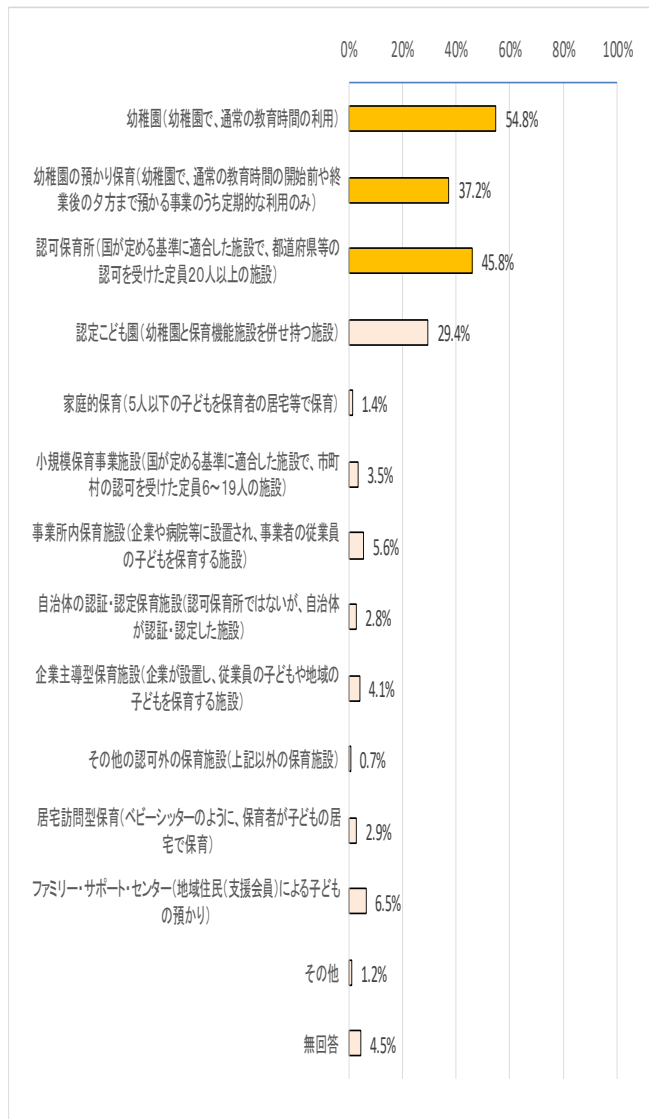
【平日利用している教育・保育事業（就学前児童調査）】



②平日利用したい教育・保育事業

- 現在、利用している、利用していないにかかわらず、子どもの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業については、「幼稚園」「認可保育所」、「幼稚園の預かり保育」となっています。
- 他の施設・事業も選択されていますので、各家庭の生活スタイルに合ったものを利用したいと考えていることがうかがえます。

【平日利用したい教育・保育事業（就学前児童調査）】

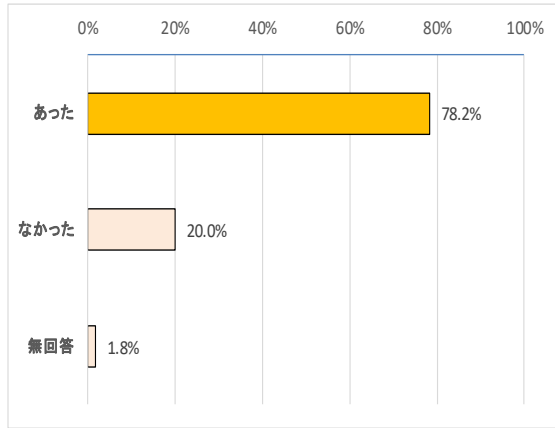


有効回答数：1,298件
(複数回答可)

(3) 一時預かり等の短時間サービスについて ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

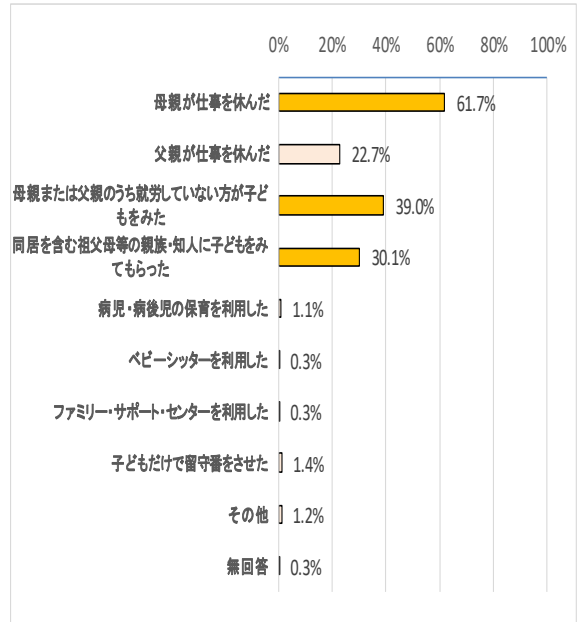
① 病気やけがで普段利用している事業が利用できなかったこと、その主な対処方法

【 通常の事業が利用できなかったことの有無
（就学前児童調査） 】



《対象となる回答》
平日の定期的な教育・保育の事業を「利用している」と回答した方：845件

【 主な対処方法（就学前児童調査） 】



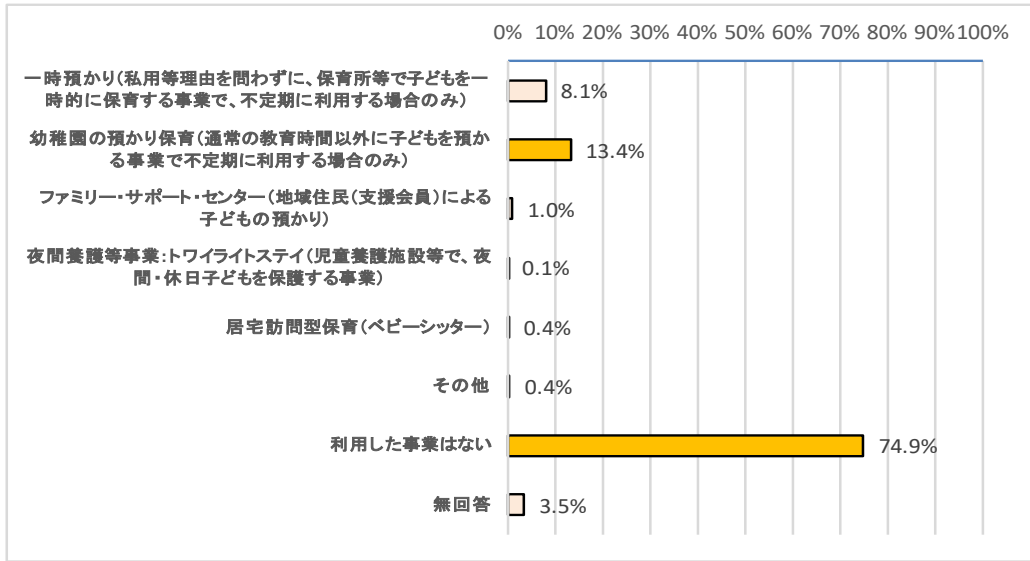
《対象となる回答》
普段利用している教育・保育の事業を利用できないことが「あった」と回答した方：661件

- ・ 1年間に、子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことが「あった」との回答が80%弱となっています。
- ・ 対処方法として、母親が子どもを見る割合が高くなっています。また、「就労していない方が子どもをみた」という回答もありますが、依然として母親が対応することが多いと推測されます。
- ・ 祖父母等の親族や知人にみてもらったとの回答もあり、子育てには周りの理解と協力も大切です。



②不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

【不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用（就学前児童調査）】



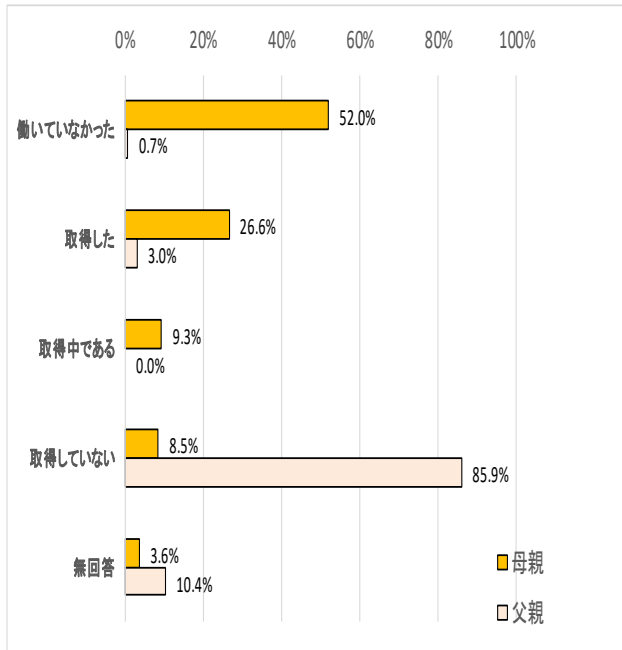
全有効回答数：1,349件
(不定期に利用した事業がある方は複数回答可)

- ・70%以上が利用した事業はないと回答しており、特に利用する必要がないという理由が多くなっています。利用する必要がない理由には、母親や父親、祖父母等の親族に子どもをみてもらっていることが考えられます。

(4) 育児休業の取得について

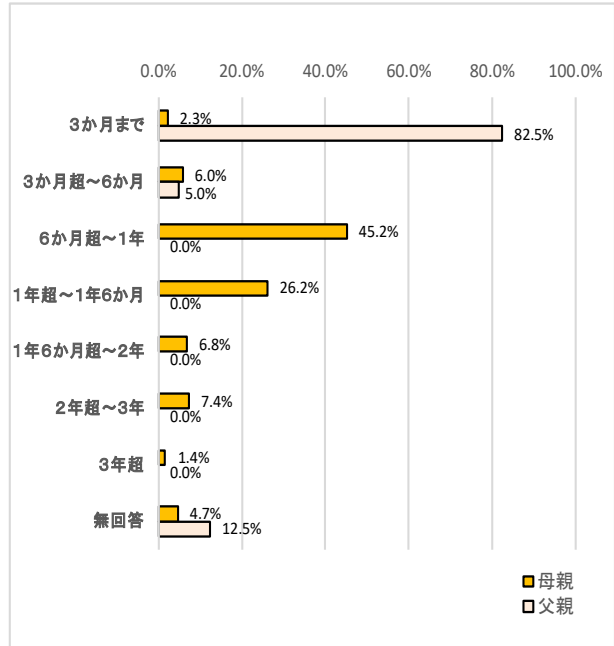
① 育児休業の取得状況と、育児休業の取得日数

【 育児休業の取得状況（就学前児童調査） 】



全有効回答数：1,349 件

【 育児休業の取得(予定)日数（就学前児童調査） 】



《対象となる回答》

育児休業を「取得した」、「取得中である」と回答した方：
母親・485件、父親・40件

- ・ 育児休業の取得状況について、母親は「働いていなかった」、父親は「取得していない」という回答の割合がそれぞれ高くなっています。
- ・ 育児休業の取得（予定）日数は、母親は「6か月超～1年」、次いで「1年超～1年6か月」の回答が多く、保育所1歳児クラスの入所希望が多いことが推測されます。父親は「3か月まで」の回答が多くなっています。

②取得していない理由

【 育児休業を取得していない理由（就学前児童調査）】

単位：％

	件数	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	仕事が忙しかった	昇給・昇格等に影響がありそうだった	収入減となり、経済的に苦しくなる	配偶者が育児休業制度を利用した	配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえる等、制度を利用する必要がなかった	職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）	その他	無回答
母親	114	19.3	12.3	0.0	14.0	2.6	10.5	31.6	29.8	9.6
父親	1,159	23.0	25.2	10.9	20.9	21.8	43.5	16.7	4.1	14.6

《対象となる回答》

育児休業を「取得していない」と回答した方：母親・114件、父親・1,159件
(複数回答可)

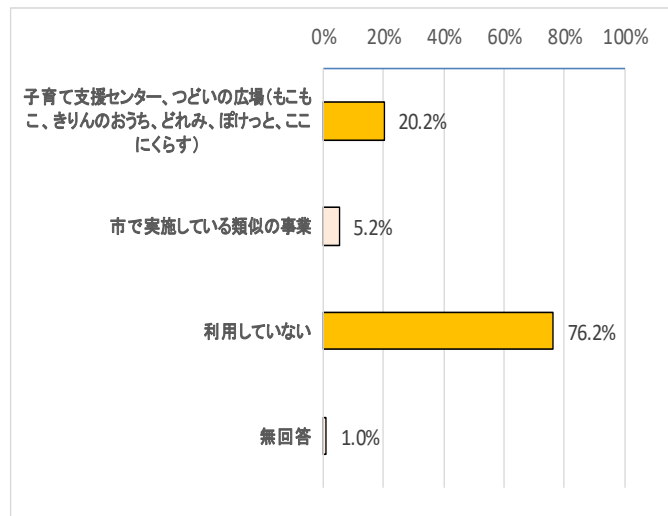
- 育児休業を取得していない方の理由について、母親は「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」となっており、育児休業の取得には、職場環境に課題があるようです。
- 父親は「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえる等、制度を利用する必要がなかった」、次いで「仕事が忙しかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」となっており、職場環境を要因とした回答が上位にあります。

(5) 地域の子育て支援事業の利用状況について

①地域子育て支援拠点事業の利用状況

- 地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場）を利用しているかについて、「利用していない」が最も高くなっています。幼稚園や保育所等を利用している家庭もアンケート対象に含んでいるため、利用していない割合が高くなったと考えられます。

【地域子育て支援拠点事業の利用状況（就学前児童調査）】

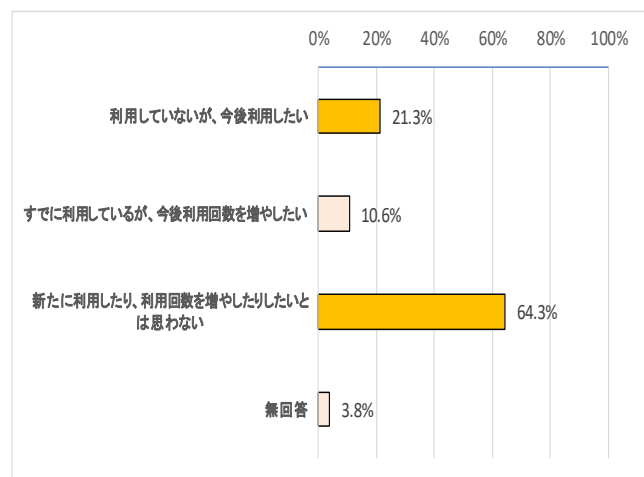


全有効回答数：1,349件
(複数回答可)

②地域子育て支援拠点事業の利用希望

- 地域子育て支援拠点事業について、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が最も高くなっています。①と同様の理由が考えられます。

【地域子育て支援拠点事業の利用希望（就学前児童調査）】



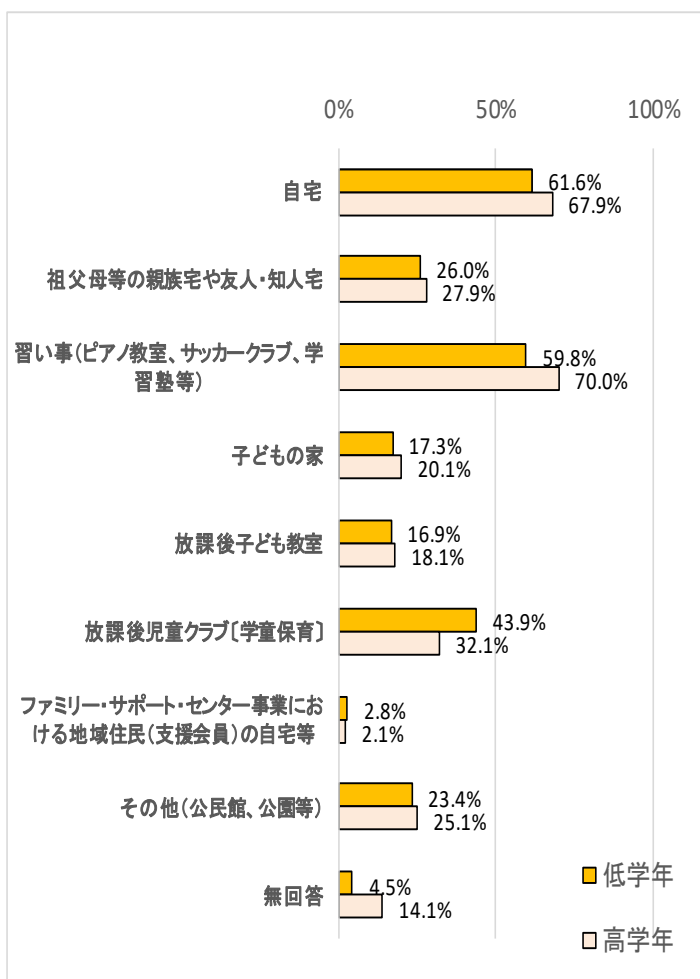
全有効回答数：1,349件

(6) 小学校就学後の放課後（平日）の過ごし方について ●●●●●●●●

①低学年（1～3年生）

- ・「自宅」、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）」が高い割合です。
- ・自宅とあるのは、家事や子育てを希望する保護者の家庭や子どもの下校までには保護者が仕事から帰宅する家庭などが考えられます。
- ・放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターの希望は、高学年よりも割合が高くなっています。放課後の時間に保護者が就労している家庭では、大人の見守りが保護者へ安心感を与えることがうかがえます。

【小学校就学後の放課後の過ごし方の希望
（就学前児童調査）】



②高学年（4～6年生）

- ・「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）」、「自宅」が高い割合です。
- ・自宅や祖父母等の親族宅や友人・知人宅で過ごす希望も低学年よりも高い割合であり、高学年になると行動範囲の広がりとともに、選択肢の幅も広がるものと考えられます。

《対象となる回答》

低学年：1,291件

高学年：1,182件

（複数回答可）

5 基本施策（市の取組み）実施状況の振り返り及び現状と課題

平成27年度からの5年間の期間とする第1期「平塚市子ども・子育て支援事業計画」において、5つの基本目標を掲げ、各事業を展開してきました。

さらに、平成28年度には、「平塚市総合計画～ひらつか NeXT（ネクスト）～」の重点施策として位置づけられている「子どもを産み育てやすい環境づくり」にかかわる各施策を強力に進めるため、「子育て支援の強化・充実に向けた政策フレーム」を策定し、施策間の横の連携と子どもの成長の時間軸を体系化し、各事業の充実・強化を図ってきました。

また、計画の中間年となる平成29年度には教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容について見直すとともに、社会的課題となっている子どもの貧困対策を本事業計画に位置づけました。

計画の進行管理として、毎年、各事業の実施状況を把握・評価し、その結果を公表しました。

ここでは、平成30年度までの4年間の実施状況を基本目標別及び子どもの貧困対策の視点で振り返ります。

また、併せて子ども・子育てを取巻く課題を整理しました。

基本目標1「ありがとう！自分のいのち・みんなのいのち」

振り返り

児童虐待の発生予防及び早期発見への体制を充実するとともに、子どもの人権を尊重し、子ども自らが「いのちの大切さ」を身につけることができる地域社会づくりを進めてきました。子どもたちが乳幼児や自然とふれあったりする中で、命の大切さを肌で実感するとともに、豊かな人間性を培うことができました。

児童虐待が社会問題となる中、「保護を必要とする子どもへの対策」として、児童虐待防止等ネットワーク協議会活動において、児童相談所など関係機関と連携を密にして、保護を必要とする子どもへの対策の充実を図りました。また、「こころと命のサポート事業」では読み聞かせを行い、保育所や幼稚園、小学校など幅広い年齢の子どもたちに「命の大切さ、尊さ」を啓発しました。ほかにも、「自然体験等活動」や「自然観察等事業」をとおして、自然環境や生物とふれあい、関心を持つきっかけづくりができました。

現状と課題

乳幼児期は子どもたちの成長に大きく影響を与えることから、人間形成の基礎づくりに大変重要な時期となります。核家族化や地域のつながりの希薄化などの環境において、保護者は子育ての負担や不安、孤立感が高まる状況にあります。このような状況では、子どもの健やかな成長を妨げ、児童虐待につながるものが社会問題となっており、早急な対策が必要です。

命を尊び、相手を思いやる心は、子ども同士の集団生活を通して育まれるものです。また、このような心を育むよう、親がしっかりと子どもに向き合い、喜びを感じながら子育てができるように、家庭だけではなく地域を含めた社会全体で支援していくことが必要です。

基本目標2「たのしく！子育てを」

振り返り

子育て家庭の様々なニーズに応じられるように、関係機関、団体等と連携し、多様な子育て支援サービスを提供してきました。また、子育てと仕事等が両立できるような職場の意識改革の啓発や、子育て家庭への経済的支援を拡充してきました。

主な取組みとして、「一時預かり事業」の実施や「ファミリー・サポート事業」の対象児童の拡大などを行いました。「つどいの広場事業」では新たに2か所を開設し、より身近な場所で子育てに関する相談や親子同士の交流が可能になりました。また、男女がともに能力を発揮できる職場づくりに企業が積極的に取り組んでいただくよう「就労環境の向上に向けた普及・啓発」に努めました。さらに、「小児医療費の助成」を段階的に拡充しました。

現状と課題

本市では保育所等の施設整備、各種保育サービスや経済的支援の実施等、子育て支援の充実を図ってきました。しかし、依然として待機児童が解消されない状況が続いており、保育サービスのニーズ量の増加や生活スタイルの多様化によって、様々な保育サービスの必要性が問われてきました。

そこで、待機児童の多い地区や低年齢層を中心に保育施設の整備を進め、様々な家庭の状況に応じた子育て支援サービスを検討するとともに、母親と父親が仕事と子育てを両立できるための意識改革や職場環境の改善を推進していくことが必要です。

基本目標3「のびのび！学んで」

振り返り

子ども一人一人の個性を伸ばしながら、豊かな人間性と生きる力を形成できるように教育と教育環境の向上を図りました。

主な取組みとして、「幼・保・小・中連携の推進事業」においては、幼稚園、保育所、小学校、中学校の連携の視点で、研究協議を行いました。

「日本語指導協力者派遣事業」では、日本語指導が必要な児童・生徒に対して、日本語や生活適応指導を行うことができました。また、学校の教育活動の充実や開かれた学校づくりのために、「学校支援ボランティアの活用」として、地域の方々の教育力を活用しました。

「スクールカウンセラー派遣事業」や「スクールソーシャルワーカー派遣事業」を実施し、子どもたちの問題解決に向けて、小・中学校へ専門的知識のある人を派遣しました。

現状と課題

子どもが他の子どもたちと関わりながら、遊び、学ぶことは豊かな人間性を育む上でとても重要なことです。幼稚園、保育所、認定こども園等幼児期から小・中学校へ一貫した教育を行うとともに、子どもに応じた教育を行っていくことが大切です。

子どもたちが抱える悩みは多様化してきています。子ども自身が悩みごとを抱え込まないように、相談対応できる体制を整えていく必要があります。

基本目標4「ほっと！安心のまちを」

振り返り

子育てに優しく、心豊かに生活できるまちづくりのため、交通安全や防犯の意識を高めました。さらに、子育て家庭が安心してまちに出かけることができるようにまちのバリアフリー化に努めました。

主な取り組みとして、子どもが安心・安全に登下校できるように「通学路合同点検事業」、「通学路安全対策事業」を行いました。また、「安全対策の推進」として、公園の点検・整備を行いました。歩道の段差解消として「歩道のバリアフリー化事業」を行い、子育て家庭を含む歩行者にやさしい歩道となりました。

現状と課題

親子ともに安心して暮らすためには、道路や交通の安全、犯罪から子どもを守る地域の目、安全な遊び場の整備、歩道や公共交通のバリアフリー化等課題の解決に向かって進む必要があります。

今後も、子育てに優しく、心豊かに生活できる安心・安全な環境づくりを進めます。

基本目標5「すこやかに！育って」（平塚市母子保健計画）

振り返り

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実現するため、全妊婦に対して面接を行い、妊娠・出産・子育てに関する悩みの相談対応や情報提供の充実を図ってきました。

主な取組みとして、「妊産婦の相談の充実」では、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実現するため、[子育て世代包括支援センター ひらつかネウボラールーム はぐくみ] を開設し、母子健康手帳の交付時に全妊婦と面接を行いました。

「訪問事業」においては、乳児家庭全戸訪問として、児の発育状況や母の育児不安等へ対応し、支援が必要な方には継続して訪問しました。

「地域療育システム事業」で、障がい児や発達に偏りのある子どもの発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう医療・保健・教育・地域・福祉等との連携を図りました。

現状と課題

近年、子どもの少子化に伴い成育の中で子どもに関わった経験が無く、育児情報が溢れているため、必要以上に子育てに不安を抱える親が増えています。しかしながら、本市における多くの親は、日常的な悩みを自身の配偶者等に相談しているようです。本市では、悩みを持つすべての親に寄り添い、多岐にわたる個人的な悩み（妊娠・出産・子育て、就労時の保育等）を一元的に相談できるように「子育て世代包括支援センター」を平成29年4月に開設しました。

今後は、情報提供や支援システムの更なる充実を図り、子どもの健やかな成長のためにヘルスリテラシー（健康情報を活用する能力）向上に取り組む必要があります。



子どもの貧困に対する支援（子どもの貧困対策）

振り返り

貧困の連鎖を断つため、教育力の向上や経済的支援等の充実を図ってきました。

主な取組みとして、「子ども学習支援委託事業」では、将来の自立に向けた高等学校進学のため、生活保護世帯や生活困窮世帯の中学生を対象に学習支援をしました。また、生活困窮者に対する「生活困窮者自立支援事業」として、自立相談支援事業等を実施し、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図りました。

小・中学校の児童生徒には、「児童生徒就学援助事業」及び「特別支援教育就学奨励事業」において、就学に要する費用の一部を助成しました。

現状と課題

子どもの貧困世帯については、生活保護世帯や児童扶養手当を受給しているひとり親世帯、就学援助を受給している世帯などが該当するものと考えており、窓口等での申請時や相談時に、生活保護や生活困窮者自立支援制度、ひとり親世帯の支援など、世帯の状態ごとに必要な支援を提供しています。また、地域住民による学習支援などの取組みも増えています。

さらに、「子育て支援の強化充実に向けた政策フレーム」の柱の1つに「子どもの貧困の連鎖を断つ」取組みを位置づけ、小学生までの段階での「子どもの居場所づくり」、中学生の段階での「学習の支援」、高等学校入学後の「修学の支援」などの切れ目のない支援を進めています。

地域住民が主体的に実施する支援が広がりをもせているため、行政機関内での連携強化はもとより、各種支援を行っている民間団体等との連携をしていくことが必要です。

1 基本理念

本計画は、これまでの基本理念を継承し、平塚市の目指す将来像として、次のように基本理念を定めます。



いきいき子育て のびのび子育て
ちいきで育む
いのちきらめく 我がまち ひらつか

いのちを大切にする心。それが、子どもが豊かな人間性を持った大人に育っていくこと、親が子どもを慈しみ、子どもの成長、子育てに喜びを感じながら子どもを育てていくことの原点です。それは、未来の親たちにも受け継がれます。

「いのちを大切にする心」は、子育てをしている家庭だけではなく、子育てを卒業した、あるいは子どものいない家庭においても、地域の大人たちが周りの子どもたちを温かく見守り、大切にする心へと広がります。また、小さないのちや自然を大切にする心とも相まって、いのちを大切にするまちがつけられます。

本市では、「いのちを大切にする心」を大事にして、平塚に住む全ての子どもたち、全ての子育て家庭の幸せを願います。それとともに、父親、母親その他の保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識のもとに、家庭や地域、関係機関・団体、企業が連携して、保護者が子どもの成長に喜びを実感できるよう子ども・子育て支援を行い、基本理念の実現に向けて計画を進めます。

3 基本目標

基本理念の実現に向け、基本的な視点を踏まえ、6つの基本目標を掲げ計画を推進するものとします。

基本目標 1 子どもの豊かなところをはぐくむ環境整備

○児童虐待の発生予防及び早期発見への体制を充実するとともに、子どもの人権を尊重し、その権利擁護について広く市民に周知啓発し、子ども自らが「いのちの大切さ」を身につけることができる地域社会づくりを図ります。

○児童・生徒が乳幼児とふれあったり、自然とふれあったりする中で、命の大切さを肌で実感するとともに、豊かな人間性の醸成を図ります。

○子どもたちが大人になったときにも、自分の子どもを安心して産み育てられるように次代の親の育成に努めます。そのため、家庭や地域における子育て力、子どもに対する教育力を高められるよう、学びの機会等の充実を図ります。

基本目標 2 子育て支援の充実・仕事と子育て(家庭)の両立の推進

○楽しみや喜びが感じられる子育てへの支援として、良質な保育の受け皿確保に努めるとともに、子育て家庭の様々なニーズに応じた多様で柔軟な子育て支援サービスを提供します。

○子育ての孤立を防ぐため、子育て家庭の交流機会や悩みごとへの相談体制等、地域全体で子育てへの支援の充実を図ります。

○子育てと仕事が両立できるよう、働き方等に対する職場の意識改革や子育て家庭への支援制度の普及を促進します。

基本目標 3 子どもに寄りそった教育環境の整備

○子どもたち一人一人の個性を伸ばしながら、豊かな人間性と生きる力を形成できるよう幼稚園、保育所、認定こども園から小・中学校まで一貫した教育と、子どもの年代に応じた教育環境の向上を図ります。

○子どもが悩みごとを自分で抱え込むことのないように気軽に相談でき、一人一人の状況に応じて適切に対応できる体制を整備します。

基本目標 4 子育てしやすい安心・安全なまちづくりの推進

○子育てに優しく、心豊かに生活できるような安心・安全なまちづくりのために、交通安全や防犯の意識向上を図るとともに、子どもの遊び場の整備や安心して外出できるように配慮したバリアフリー化など、子育てしやすい街づくりを推進します。

基本目標 5 子どもと親の健康づくり（平塚市母子保健計画）

国の「健やか親子21（第2次）」で10年後に目指す姿として掲げられた「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現に向け、「平塚市母子保健計画」として位置づけ、施策を展開します。

○妊娠・出産・子育て・保育等の、子どもの成長段階に応じた情報の提供や相談体制の充実を図ります。

○学童期・思春期の子どもの発育・発達への切れ目のない支援に取り組みます。

○身近な地域で子どもの健やか成長を支援する環境づくりを推進します。

○障がいや配慮が必要な子どもへの寄り添った支援の充実を図ります。

○育児で孤立しやすい親への支援を始めとして、子どもを虐待等から守り、安心して生活できるよう支援します。

基本目標 6 子どもの将来を自ら選択できる環境づくり （平塚市子どもの貧困対策計画）

○国の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の趣旨に鑑み、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、「平塚市子どもの貧困対策計画」として位置づけ、子どもの「将来」だけでなく「現在」にも目を向けた対策を念頭に置いて、施策を展開します。



4 施策の体系

(子) : 「子ども・子育て支援法」で定めている事業
 (総) : 「平塚市総合計画実施計画事業(平成31年度)」で位置づけている事業
 (母) : 「平塚市母子保健計画」に関連する事業
 (困) : 「平塚市子どもの貧困対策計画」に関連する事業

【基本目標】

【施策】

【事業】

1 子どもの豊かなこころをはぐくむ環境整備

(1) 子どもの権利の尊重

- 1 子どものための相談機能の充実 (総) (困)
- 2 保護を必要とする子どもへの対策 (困)
- 3 児童虐待防止等ネットワークの充実 (母) (困)
- 4 養育支援訪問事業 (子) (困)

(2) 育ち環境の整備

- 1 地域の身近な人との交流 (総)
- 2 自然体験等活動 (総)
- 3 こども環境教室事業 (総)
- 4 水辺の楽校プロジェクト推進事業
- 5 児童・生徒地域参加事業の推進 (総)
- 6 自然観察等事業 (総)
- 7 プラネタリウム投影事業
- 8 芸術文化子ども体験事業

(3) 家庭や地域の教育力の向上

- 1 育児講座 (困)
- 2 家庭教育支援の充実 (総)
- 3 学習の場の充実
- 4 子育て支援地域派遣事業 (総) (困)
- 5 地域福祉推進事業 (総) (困)
- 6 保育所のボランティアの受入れ
- 7 非行防止活動の推進 (総) (困)
- 8 こころと命のサポート事業 (総) (母) (困)
- 9 子ども学習支援委託事業 (総) (困)

2 子育て支援の充実・仕事と子育て(家庭)の両立の推進

(1) 様々な子育て支援サービスの提供

- | | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 一時預かり事業 (子) (総) (母) (困) 2 ファミリー・サポート事業 (子) (総) (母) (困) 3 ショートステイ事業 (子) 4 延長保育・休日保育事業 (子) (総) (困) 5 私立幼稚園の預かり保育の推進 (困) 6 病児・病後児保育 (子) (総) (困) 7 放課後児童クラブの充実・推進 (子) (総) (困) 8 放課後等子どもの居場所づくり推進事業 (総) (困) | <ol style="list-style-type: none"> 9 新・放課後子ども総合プランの推進 (困) 10 民間保育所施設整備支援事業 (総) 11 民間保育所保育士確保支援事業 (総) 12 公立保育所施設整備事業 13 私設保育施設への支援 14 幼保一元化のモデルケース事業 (総) 15 公立園の在り方の検討 (総) |
|---|--|

(2) 親・子の交流の場づくり

- 1 子育て支援センター事業 (子) (総) (母) (困)
- 2 つどいの広場事業 (子) (総) (母) (困)
- 3 開放保育事業 (母)
- 4 赤ちゃん広場事業 (母) (困)
- 5 親子ふれあい体験事業
- 6 ブックスタート事業 (総)
- 7 活動場所の確保

(3) 情報提供・相談体制の充実

- 1 情報提供の推進
- 2 子ども及び子育て家庭に係る総合支援 (困)
- 3 保育所・幼稚園の育児相談 (困)
- 4 女性のための相談事業 (総) (困)
- 5 生活困窮者自立支援事業 (総) (困)
- 6 生活困窮世帯の子ども支援事業 (困)
- 7 民生委員運営事業 (困)
- 8 民間団体との連携 (困)
- 9 児童虐待防止等ネットワークの充実(再掲)

(4) 仕事と子育ての両立ができる職場環境への改善

- 1 労働セミナー事業 (困)
- 2 就労支援制度の普及・啓発
- 3 事業所の実践する働き方改革への支援

(5) 母子・父子家庭の自立支援

- 1 母子・父子相談の充実 (困)
- 2 母子・父子自立支援事業 (困)

(6) 経済的支援の充実

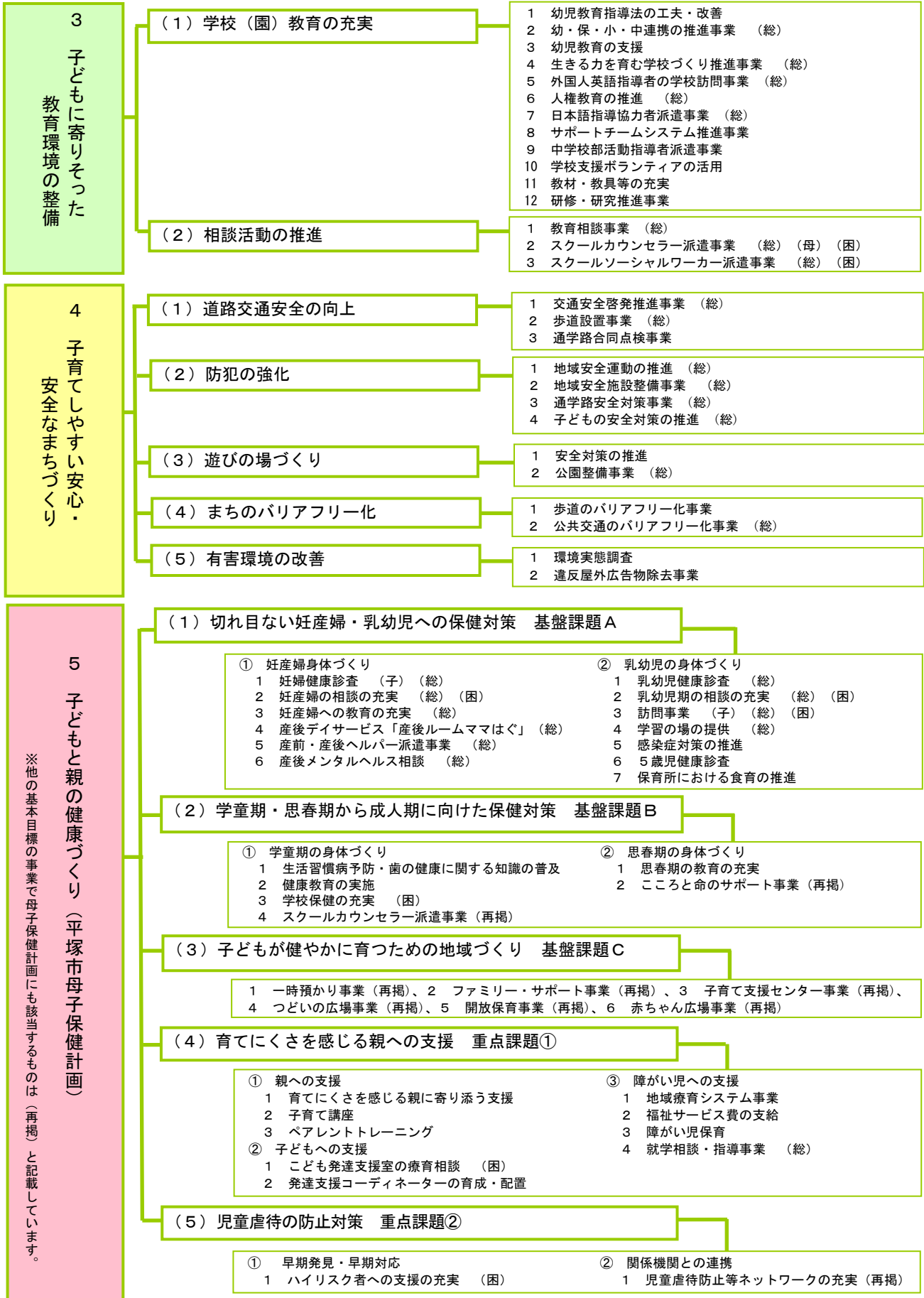
- 1 小児医療費の助成 (総) (困)
- 2 ひとり親家庭等医療費助成事業 (困)
- 3 保育所保育料の軽減 (困)
- 4 幼稚園の実費徴収に係る補足給付事業 (困)
- 5 児童生徒就学援助事業 (困)
- 6 特別支援教育就学奨励援助事業 (総) (困)
- 7 生業扶助・教育扶助 (総) (困)
- 8 児童扶養手当 (困)
- 9 特別児童扶養手当 (困)
- 10 児童手当 (困)
- 11 養育医療費給付 (困)

※他の基本目標の事業で本基本目標に該当するものは(再掲)と記載しています。

【基本目標】

【施策】

【事業】



【基本目標】

【施策】

【事業】

6 子どもの将来を自ら選択できる環境づくり（平塚市子どもの貧困対策計画）

※他の基本目標の事業で本基本目標に該当するものは（再掲）と記載しています。

（1）教育の支援

- 1 子ども学習支援委託事業（再掲）
- 2 放課後等子どもの居場所づくり推進事業（再掲）
- 3 新・放課後子ども総合プランの推進（再掲）
- 4 生活困窮世帯の子ども支援事業（再掲）
- 5 民間団体との連携（再掲）
- 6 母子・父子相談の充実（再掲）
- 7 児童生徒就学援助事業（再掲）
- 8 特別支援教育就学奨励援助事業（再掲）
- 9 生業扶助・教育扶助（再掲）
- 10 スクールカウンセラー派遣事業（再掲）
- 11 スクールソーシャルワーカー派遣事業（再掲）

（2）生活の安定に資するための支援

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 1 子どものための相談機能の充実（再掲） 2 保護を必要とする子どもへの対策（再掲） 3 児童虐待防止等ネットワークの充実（再掲） 4 養育支援訪問事業（再掲） 5 育児講座（再掲） 6 子育て支援地域派遣事業（再掲） 7 地域福祉推進事業（再掲） 8 非行防止活動の推進（再掲） 9 ところと命のサポート事業（再掲） 10 一時預かり事業（再掲） 11 ファミリー・サポート事業（再掲） 12 延長保育・休日保育事業（再掲） 13 私立幼稚園の預かり保育の推進（再掲） 14 病児・病後児保育（再掲） 15 放課後児童クラブの充実・推進（再掲） 16 子育て支援センター事業（再掲） 17 つどいの広場事業（再掲） 18 赤ちゃん広場事業（再掲） | <ul style="list-style-type: none"> 19 子ども及び子育て家庭に係る総合支援（再掲） 20 保育所・幼稚園の育児相談（再掲） 21 女性のための相談事業（再掲） 22 生活困窮者自立支援事業（再掲） 23 民生委員運営事業（再掲） 24 民間団体との連携 25 母子・父子相談の充実（再掲） 26 小児医療費の助成（再掲） 27 ひとり親家庭等医療費助成事業（再掲） 28 保育所保育料の軽減 29 幼稚園の実費徴収に係る補足給付事業（再掲） 30 妊産婦の相談の充実（再掲） 31 乳幼児期の相談の充実（再掲） 32 訪問事業（再掲） 33 学校保健の充実（再掲） 34 こども発達支援室の療育相談（再掲） 35 ハイリスク者への支援の充実（再掲） |
|---|---|

（3）保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための支援

- 1 労働セミナー事業（再掲）
- 2 母子・父子自立支援事業（再掲）

（4）経済的支援

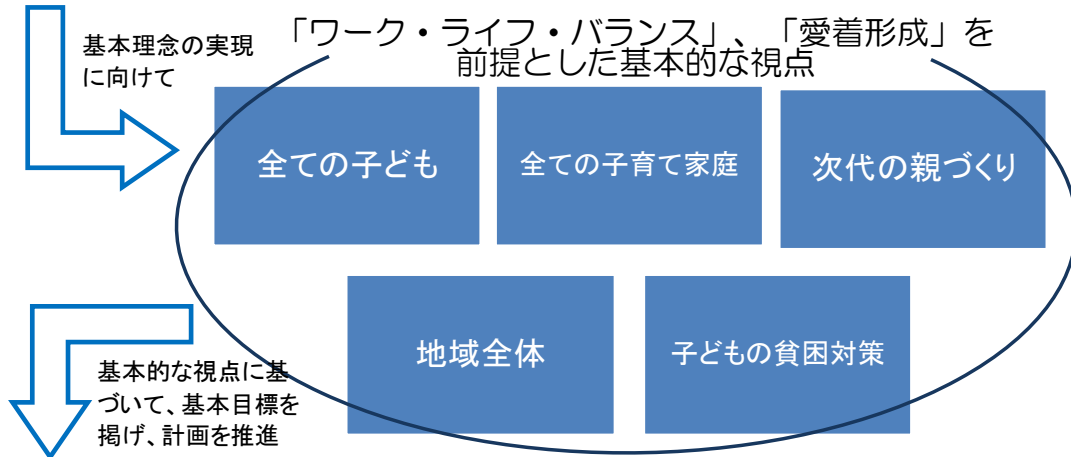
- 1 母子・父子相談の充実（再掲）
- 2 小児医療費の助成（再掲）
- 3 ひとり親家庭等医療費助成事業（再掲）
- 4 生業扶助・教育扶助（再掲）
- 5 児童扶養手当（再掲）
- 6 特別児童扶養手当（再掲）
- 7 児童手当（再掲）
- 8 養育医療費給付（再掲）

平塚市子ども・子育て支援事業計画（第2期）の基本的構成 （仮）ひらつか子育て応援プラン

「子どもの成長・子育て」の原点
いのちを大切に作る心

基本理念

いきいき子育て のびのび子育て 地域で育む
いのちきらめく 我がまち ひらつか



基本目標1 子どもの豊かなところをはぐくむ環境整備

基本目標2 子育て支援の充実・仕事と子育て（家庭）の両立の推進

基本目標3 子どもに寄り添った教育環境の整備

基本目標4 子育てしやすい安心・安全なまちづくり

基本目標5 子どもと親の健康づくり（平塚市母子保健計画）

基本目標6 子どもの将来を自ら選択できる環境づくり
（平塚市子どもの貧困対策計画）

子ども・子育て支援法及び基本的指針に基づく事業の円滑な実施

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

教育・保育…利用者の年齢等によって、保育料（利用料）は無償

幼稚園、保育所、認定こども園、特定地域型保育事業、企業主導型保育施設の地域枠

地域子ども・子育て支援事業

時間外保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、利用者支援事業、妊婦健康診査事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業 等

子育てのための施設等の実施の確保

子育てのための施設等の利用…利用者の年齢等によって、保育料（利用料）は無償

対象施設・事業

幼稚園（従来制度の私立幼稚園）、認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保

育事業、ファミリー・サポート・センター事業、企業主導型保育施設 等

基本理念の実現に向けて、6つの基本目標を掲げ、25の施策を立てました。施策に基づいて今後の平塚市の基本事業（市の取組み）を定め、計画を推進していくものとします。

基本目標	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育ての様々な課題の解決に向けた基本理念の実現に向けて、6つの基本目標を設定しています。
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> 基本目標に対して25の施策を立て、その方向を設定しています。 アンケート調査等からの現状を踏まえ、平塚市の方向性を示しています。
事業 (市の取組み)	<ul style="list-style-type: none"> 事業ごとに、事業の概要、今後の取組み、担当課を記載しています。 事業名の上にある記号は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> (子)「子ども・子育て支援法」で定めている事業。第5章において、計画期間内のニーズ量の見込みと確保方策を記載しています。 (総)「平塚市総合計画実施計画事業（平成31年度）」で位置づけている事業 (母)「平塚市母子保健計画」に関連する事業 (困)「平塚市子どもの貧困対策計画」に関連する事業



基本目標 1 子どもの豊かなところをはぐくむ環境整備

施策 1 子どもの権利の尊重

施策の方向

子どもを一人の人間として尊重し、生まれながらにして持っている人権を守り、児童虐待が起こらない意識づくりを図ります。また、子どもの悩みごとへの相談を充実させるとともに、保護を必要とする子どもへの適切な対応を図ります。

児童虐待を防止するとともに、発見した場合に迅速で適切な措置が講じられるように関係機関等の連携を密にし、ネットワークの強化を図ります。

事業

No	事業名	事業の概要	担当課
1(1) 1	(総)(困) 子どものための 相談機能の充実	子ども自身や保護者が相談できる電話・来室相談等、子どものための相談体制を充実します。	青少年課
		今後の取組み	
		子ども自身や保護者の悩みを早期に解決するために相談機能の充実を図ります。	
1(1) 2	(困) 保護を必要とする 子どもへの対策	<ul style="list-style-type: none"> こども総合相談担当と児童相談所との連携を密にし、保護を必要とする子どもへの早期対応を図ります。 里親制度の啓発・普及に努めます。 	こども家庭課
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所や関係機関と連携し、支援を必要とする子どもへの早期対応を図ります。 すべての子どもの権利を擁護するために子ども家庭総合支援拠点の設置に取り組みます。 里親制度紹介講座及び里親相談(児童相談所主催)の啓発・普及に努めます。 	
1(1) 3	(母)(困) 児童虐待防止等ネ ットワークの充実	児童虐待は、こども総合相談担当を中心に相談を受け、児童の処遇対応をしていますが、必要に応じて援助活動チームを編成し、関係機関と連携を取り対応します。	こども家庭課
		今後の取組み	
		平塚市児童虐待防止等ネットワークの充実・強化を図り、子育ての支援、虐待等の早期発見や未然防止及び対策を進めます。また、実務者会議を定期的に、個別ケース検討会議等を随時開催します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
1(1) 4	(子)(困) 養育支援訪問事業	保護者の疾病等の理由により、児童を養育することに支障が生じた家庭に対して、安定した児童の養育が可能となるように訪問による支援を実施します。	健康課
		今後の取組み	
		適切な時期に支援が導入できるように関係機関と連携を図り、継続して取り組みます。	

施策2 育ち環境の整備

施策の方向

子どもが様々な交流や体験を通して健やかに育つための環境を整備するとともに、家庭教育と学校教育、社会教育が連携し、生涯にわたって学び続けることのできる体制を充実させます。

事業

No	事業名	事業の概要	担当課
1(2) 1	(総) 地域の身近な人との交流	園行事や地域的行事、高齢者施設への訪問などを通して、保育所や幼稚園、認定こども園の園児と地域の子どもや小学生、高齢者といった地域の身近な人との交流を図り、子どもの社会性を養います。 〔対象：就学前子ども、小学生及び高齢者〕	保育課 教育指導課
		今後の取組み	
		園の行事や地域的行事、高齢者施設への訪問を通して、地域の子どもや小学生、高齢者と交流します。また、乳幼児が小学校を訪問したり、園に小学生や高齢者を招待して一緒に活動したりする等地域の身近な人とのふれあい交流を実施します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
1(2) 2	(総) 自然体験等活動	<ul style="list-style-type: none"> 保育所、幼稚園、認定こども園の園児や地域の子どもの「生きる力」をつちかい、また社会性の育成を図るため、自然体験や社会体験活動を行います。 〔対象：就学前子ども〕 自然とふれあう体験活動の機会の充実を図ります。 〔対象：小学生等〕 	保育課 教育指導課 青少年課
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> 地域の自然を活用した自然体験活動や園外保育等において、園では味わえない自然体験や社会体験活動を実施します。 概ね月1回程度、自然のものを生かしたクラフトや野外炊事、作物の植付収穫等の体験を実施します。 	

No	事業名	事業の概要	担当課
1(2) 3	(総) こども環境教室 事業	環境の保全や創造の重要性に気づき、考え、それぞれの立場に応じて自発的、積極的に行動できる人材の育成を目指すため、里山で自然にふれる体験をしたり、海岸で海浜植物や漂着物を観察したりします。	環境政策課
		今後の取組み	
		昆虫探しや小川遊び、自然を生かした遊具体験等を通じて里山の自然とふれあう体験学習と、ビーチコーミング（浜辺の漂着物観察）やビーチクリーン、海浜植物の観察等、海辺の環境を考える体験学習を年間にそれぞれ1回ずつ実施することで、次世代を担う子どもたちの環境への関心を高めるように促します。	
1(2) 4	水辺の楽校プロジェクト推進事業	子どもたちが、積極的に自然にふれあいながら「遊び」、「学び」、「冒険心」、「創造性」を育み、自然と接する「作法」や「感性」を養う場として活用します。	みどり公園 ・水辺課
		今後の取組み	
		市民や子どもたちの遊びや自然体験の場として積極的に活用できるようにするために、水辺の楽校の維持管理を行うとともに、活動団体がイベント等を実施する際に、広報活動等の支援を行います。	
1(2) 5	児童・生徒地域参加事業の推進	地区公民館の児童・生徒地域参加事業において、異年齢の交流活動や文化活動、野外活動を推進します。	中央公民館
		今後の取組み	
		地域資源や地域人材を活用して新たな事業を実施します。	
1(2) 6	(総) 自然観察等事業	児童・生徒が身近な自然に親しみ理解する機会となるように、生物分野では「自然教室」、地質分野では「自然観察入門講座」、天文分野では「星を見る会」をそれぞれ実施します。	博物館
		今後の取組み	
		アンケート等を活用して参加者の意見や保護者の意見を取り入れ、子どもの興味関心を惹きつけられるような事業展開を行います。	
1(2) 7	プラネタリウム投影事業	児童・生徒が宇宙や天文への関心と理解を深める機会となるように、投影を実施します。投影においては一般投影のほか、幼稚園及び小・中学校向けの投影プログラムを準備し団体見学を受け入れます。	博物館
		今後の取組み	
		幼稚園及び小・中学校向け投影については、各教員の意見を取り入れ、一般向け投影についてはアンケート結果を参考にしながら、プログラムを作成し、投影を行います。また、乳幼児向けの観覧環境を提供します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
1 (2) 8	芸術文化子ども体験事業	子どもたちが、長い歴史と伝統の中から生まれ守り伝えられてきた貴重な財産である芸術文化を体験することで、歴史、伝統、芸術文化に対する関心や理解を深め、豊かな人間性を育む機会を提供します。	社会教育課
		今後の取組み	
		小・中学校、平塚市文化連盟、地域教育力ネットワーク協議会及び公民館等と連携し、体験事業の実施を充実します。	

施策3 家庭や地域の教育力の向上

施策の方向

親が子育てに不安や悩みを持つ中で、子育てに喜びを見出し、子育てを通して親も成長できるように家庭教育への支援を行います。また、地域に住む大人が子どもと積極的に関わる等、地域の人材を活用して地域全体の子育て力の向上を図るとともに、子ども非行防止や自立に向け支援します。

事業

No	事業名	事業の概要	担当課
1 (3) 1	(困) 育児講座	子育て家庭の不安感、負担感を軽減できるように、乳幼児の健全な心身の発達、親・家庭の果たす役割及び親と子の関係等について学び、親の育児力の向上を図るため、育児講座を開催します。	保育課
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> 親の育児不安の解消や育児力の向上を目的とした各種講座の開催や保護者との懇談会を実施します。 主任児童委員等の意見を伺い、地域のニーズに合う講座を開催します。 	

No	事業名	事業の概要	担当課
1 (3) 2	(総) 家庭教育支援の充実	中央公民館の家庭教育講演会、地区公民館の家庭教育学級において、子育て世代に交流の場を提供し、家庭教育の重要性を発信します。 中央図書館で子どもの読書活動を啓発するための、イベント等を開催します。	中央公民館 中央図書館
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> 子育て世代のニーズを把握して事業を実施します。 子どもの読書活動を啓発するため、イベント等を開催します。 平塚市子ども読書活動推進計画（第四次）を策定中であり、新たな事業展開を検討しています。 	

No	事業名	事業の概要	担当課
1(3) 3	学習の場の充実	中央公民館の市民大学講座や市民アカデミー、地区公民館の自主事業等において、男性の子育て参加を推進します。	中央公民館
		今後の取組み	
		男性の料理教室や父の日事業のほか、家族のふれあいが生まれるよう親子や夫婦を対象とした事業を実施します。	
1(3) 4	(総)(困) 子育て支援地域 派遣事業	地域の子育てサークルや子育て支援活動等に保育士や保健師等を派遣し、育児に関する相談・支援を行います。	保育課
		今後の取組み	健康課
		育児情報の提供や育児相談、遊びの紹介等を継続して取り組みます。	
1(3) 5	(総)(困) 地域福祉推進事業	地域福祉を推進するため、市民と行政との協働により、地域の子どもから高齢者までがお互いに助け合い、支え合う仕組みとしての町内福祉村の新設及び既設福祉村等の環境整備を支援します。	福祉総務課
		今後の取組み	
		既存福祉村について活動の支援を行うほか、福祉村未設置地区に出向き、本事業の説明やワークショップを実施することで、町内福祉村の意義や必要性を伝え、新設を促進します。	
1(3) 6	保育所のボランティアの受入れ	園児とのふれあいを通して、保育の基礎的な知識や技術を習得してもらい、地域への社会奉仕活動への参加を図るため、中学生、高校生の保育実習及び地域の保育ボランティアの受入れを行います。	保育課
		今後の取組み	
		小・中・高校生の社会(職業)体験学習や保育実習の場の提供、地域のボランティアや絵本の読み聞かせボランティア等の受け入れをします。	
1(3) 7	(総)(困) 非行防止活動の 推進	<ul style="list-style-type: none"> 心豊かで、規範意識・遵法精神・社会性が向上した青少年を一人でも多く育成するため、社会を明るくする運動を通して、講演会や街頭啓発キャンペーン等を行います。 愛護指導活動、相談活動を行います。 青少年指導員による環境浄化活動を行います。 	青少年課
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> 犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、社会を明るくする運動の活動を支援します。 青少年の非行を防止するため、学校及び地域と協力し、パトロールを実施します。 	

No	事業名	事業の概要	担当課
1(3) 8	(総)(母)(困) こころと命のサ ポート事業	地域において実施しているおはなし会や読み聞かせ、読み語り等の中で、「命の大切さ、尊さ」をテーマに取り上げてもらうことで、命の大切さ、尊さを普及・啓発し、自殺対策を推進します。	福祉総務課
		今後の取組み	
		地域で活動している団体等に、本事業について理解を深めてもらい、おはなし会、読み聞かせ、読み語りの中で、「いのちの尊さをつたえる本」等のリストを活用してもらうよう働きかけ、命の大切さ、尊さの普及・啓発を推進します。	
No	事業名	事業の概要	担当課
1(3) 9	(総)(困) 子ども学習支援 委託事業	将来の自立に向けた高等学校進学のため、生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生学習の支援をします。	生活福祉課
		今後の取組み	
		生徒の参加状況を踏まえ実施場所の増設を検討します。	



基本目標 2 子育て支援の充実・仕事と子育て（家庭）の両立の推進

施策 1 様々な子育て支援サービスの提供

施策の方向

地域に開かれた社会資源である幼稚園や保育所の有する専門的機能や地域の人材、民間活力等の保育資源を有効に活用し、多様化する保育ニーズに柔軟に対応できるよう保育サービスの充実を図ります。また、放課後に子どもたちが安全な場所で安心して過ごすことができるように放課後児童クラブ（学童保育）の充実を図るとともに、平成30年9月14日に厚生労働省と文部科学省が協働して策定した「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨にのっとり、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的又は連携した取組みを進めていきます。

事業

No	事業名	事業の概要	担当課
2(1) 1	(子)(総)(母) (困) 一時預かり事業	保護者の断続的な就労、病気や育児疲れの解消等の理由で、子どもの保育ができないときの緊急・一時的な保育を行います。 〔対象：就学前子ども〕	保育課
		今後の取組み	
		民間保育所のほか、民間認定こども園、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園でも一時預かりを実施します。	
2(1) 2	(子)(総)(母) (困) ファミリー・サポート事業	子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（支援会員）を組織化し、幼稚園・保育所等への送迎及びその前後の預かり等の育児の援助活動の橋渡しを行います。 〔依頼会員：0歳から小学校6年生までの児童の保護者〕	保育課
		今後の取組み	
		支援会員に対し、預かり中の子どもの安全対策に係る研修を実施するとともに、支援会員の声を聞きながら研修の充実を図っていきます。また、積極的なPR活動を行い、支援会員を増やします。	
2(1) 3	(子) ショートステイ 事業	保護者の病気等により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等、児童養護施設等において、必要な養育・保護を行います。〔対象：就学前子ども、小学生〕	保育課
		今後の取組み	こども家庭課
		今後のニーズを踏まえて、事業の実施について研究します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
2(1) 4	(子)(総)(困) 延長保育・休日保 育事業	保育所や認定こども園において、延長保育、休日保育を行います。〔対象：就学前子ども〕	保育課
		今後の取組み	
		引き続き、延長保育、休日保育を実施します。	
2(1) 5	(困) 私立幼稚園の預 かり保育の推進	県と連携を取りながら、地域の保育需要に対応した、私立幼稚園における預かり保育の充実を図ります。 〔対象：3歳から就学前子ども〕	学務課
		今後の取組み	
		引き続き、県と連携を取りながら、地域の保育需要に対応した、私立幼稚園における預かり保育の充実を図ります。	
2(1) 6	(子)(総)(困) 病児・病後児保 育	子どもが病中、又は病気の回復期にあるときに、保護者が仕事や病気等により、自宅で看病できない場合に対応するため、病児・病後児保育を行います。	保育課
		今後の取組み	
		時期により定員を超える利用申込みがあることなどから、事業の拡充（病児保育の実施）に向け取り組みます。	
2(1) 7	(子)(総)(困) 放課後児童クラ ブの充実・推進	放課後児童支援員等としての資質の向上を図るため、放課後児童支援員等を対象とした市主催の研修を推進します。また、近年、県等主催の研修が充実してきたため、より多くの研修機会が持てるように、情報提供し、参加を促進します。	青少年課
		今後の取組み	
		県等主催の研修について情報提供するとともに、市主催の研修については、県等主催の研修内容を踏まえ、放課後児童支援員等として、必要な知識及び技術の習得のための研修を実施します。	
2(1) 8	(総)(困) 放課後等子ど もの居場所づ くり推進事業	放課後や土曜日等に、地域の多様な経験や技能を持つ人材等の協力により、子どもたちが学習や文化活動、地域住民との交流活動などを継続的に体験できる取組を推進します。	社会教育課
		今後の取組み	
		放課後や土曜日等に、子どもたちが文化・スポーツ、自然体験など様々な活動をする機会を増やします。	

No	事業名	事業の概要	担当課
2(1) 9	(困) 新・放課後子ども総合プランの推進	「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨にのっとり、子どもたちが放課後等を安全、安心に過ごし、多様な体験、活動を行うことができるように、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的又は連携した取組みを推進します。	青少年課 教育総務課 社会教育課
		<p style="text-align: center;">今後の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体的又は連携した取組を、地域の団体や学校等と連携して検討します。 放課後子ども教室について、実施主体の検討を行うとともに、設置が必要と判断される場合には、令和5年度までを目途にその実施計画について検討します。 小学校の余裕教室等の利用状況を定期的に調査し、放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室への活用の可能性について検討します。 	
2(1) 10	(総) 民間保育所施設整備支援事業	保育所待機児童の解消や保育サービスの充実を図るため、民間保育所の施設整備に対して助成を行います。	保育課
		<p style="text-align: center;">今後の取組み</p> 入所児童の安全性や生活環境の改善を図るために、民間保育所を対象に引き続き助成します。	
2(1) 11	(総) 民間保育所保育士確保支援事業	高まる保育ニーズに対応するため、保育環境の充実に向け、民間保育所の保育士の確保や就労を支援します。	保育課
		<p style="text-align: center;">今後の取組み</p> 保育士養成校や民間保育所との情報交換や連携を密にすることで、市内民間保育所での就労を促進するとともに、他の自治体による保育士確保策を注視し、本市の保育士確保支援事業の魅力向上に努めます。	
2(1) 12	公立保育所施設整備事業	安心・安全・快適な保育環境の向上や地域への子育て支援の充実を図るため、老朽化した公立保育所の施設整備を行います。	保育課
		<p style="text-align: center;">今後の取組み</p> 公立保育所において修繕を実施します。	
2(1) 13	私設保育施設への支援	児童の健康診断、職員の保菌検査、施設賠償責任保険の諸経費に対して助成を行います。	保育課
		<p style="text-align: center;">今後の取組み</p> 子ども・子育て支援新制度の状況を見極めながら、補助の内容を見直します。	
2(1) 14	(総) 幼保一元化のモデルケース事業	認定こども園の整備及び開園後の運営に係る課題について、継続して検討します。	保育課 教育総務課
		<p style="text-align: center;">今後の取組み</p> 港こども園を運営していく中で出てくる課題について検討・対処し、モデルケースとしての知見の蓄積を図ります。	

No	事業名	事業の概要	担当課
2(1) 15	(総) 公立園の在り方の検討	公立の幼稚園及び保育所については、「平塚市幼保一元化に関する検討会」で取りまとめた在り方を踏まえ、協議を進めています。	保育課
		今後の取組み	
		幼稚園や保育所等の利用状況を見極めながら、多様な保育ニーズに対応する公立園の在り方を検討します。	教育総務課

施策2 親・子の交流の場づくり

施策の方向

身近な地域で気軽に交流できる環境の整備や、子育てサークル等の活動の支援、子育てサークルの輪の広がりを促進し、子育ての孤立化を防ぎ、安心して子育てができる環境づくりのため、地域全体のつながり、子育て力の向上を目指します。

事業

No	事業名	事業の概要	担当課
2(2) 1	(子)(総)(母) (困) 子育て支援センター事業	子育て家庭に対する育児不安等についての相談支援、各種子育てに係る情報提供、親子の気軽な交流の場としての子育てサロンの運営、子育てサークル等への支援を行います。〔対象：就学前子ども及び保護者〕	保育課
		今後の取組み	
		事業の周知を図るとともに、親子が気軽に集い、安心して子育てができるように、引き続き子育て支援センター事業を実施します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
2(2) 2	(子)(総)(母) (困) つどいの広場事業	主に乳幼児を持つ親と子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもたらし、問題解決への糸口となる機会(場)を提供します。〔対象：おおむね0～3歳児及び保護者〕	保育課
		今後の取組み	
		事業の周知を図るとともに、親子が気軽に集い、安心して子育てができるように、引き続きつどいの広場事業を実施します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
2(2) 3	(母) 開放保育事業	地域の未就園児とその保護者に、保育所や認定こども園の園庭や施設を開放し、園児との交流や保護者同士の交流を図り、保育士による育児相談や情報提供を行います。 〔対象：就学前子ども及び保護者〕	保育課
		今後の取組み	
		保育所や認定こども園で概ね週1回程度、施設を開放し、育児情報の提供や育児相談等を実施します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
2(2) 4	(母)(困) 赤ちゃん広場事業	公立保育所及び認定こども園において、1歳未満の乳児を育てる親を対象に、育児不安等についての相談、子育てに係る情報の提供、親子の気軽な交流の場の提供を行います。	保育課
		<p style="text-align: center;">今後の取組み</p> 事業の周知を図るとともに、育児不安等についての相談を受けたり、子育てに係る情報を提供したりできるように、引き続き事業を実施します。	
2(2) 5	親子ふれあい体験事業	子育て中の親子が楽しく遊び、共通の体験活動を通して親子のふれあいが実感できる場を提供します。	保育課
		<p style="text-align: center;">今後の取組み</p> 子育て中の親子が参加できるミニミニ運動会を市内公民館等で実施します。	
2(2) 6	(総) ブックスタート事業	0歳から、全ての乳児とその保護者が絵本を通して楽しい時間を過ごすとともに、豊かな子どもの心を育て、親子の絆を養ってもらえるように子育てを支援します。	中央図書館 健康課 保育課
		<p style="text-align: center;">今後の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スタッフが丁寧に事業の趣旨を伝えることで、参加者の高い満足度を維持するとともに、対象者への周知や参加しやすい機会づくり等、関係機関と連携しながら参加率向上を図ります。 ・ 公立保育所において、地域のボランティアによる読み聞かせを実施します。 	
2(2) 7	活動場所の確保	子育て団体の活動場所として、子どもの家や青少年会館、公民館の利用を推進します。	青少年課 中央公民館
		<p style="text-align: center;">今後の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年団体、青少年育成団体が活動場所の確保が容易になるように、上記団体への優先的な施設予約を継続します。 ・ 仲間づくりの場、地域交流の場として公民館が活用されるように努めます。 	

施策3 情報提供・相談体制の充実

施策の方向

子育てに関する多様な情報を子育て家庭に適切に提供し、関係する各機関相互が情報交換を活発に行って連携を図り、DV・虐待・貧困など個々のケースに応じた、きめ細かな相談体制を充実させ、早期発見・早期対応ができる体制整備をします。

事業

No	事業名	事業の概要	担当課
2(3) 1	情報提供の推進	子育て家庭向け、情報誌・市ウェブ等により子育てに関する情報を分かりやすく発信します。	保育課 こども家庭課
		今後の取組み 広報紙やチラシ類でのPR、ひらつかわくわくマップ（子育てマップ）を始めとした市ウェブ等、様々な方法で子育てに関する情報をより広く、提供します。	
2(3) 2	(困) 子ども及び子育て家庭に係る総合支援	既存の社会資源を有効に活用するため、児童相談所や関係機関等と連携し、地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握して、ネットワーク化を図ります。	こども家庭課
		今後の取組み 利用者への情報提供、ケースマネジメント及び利用援助等の支援を行うとともに、子育て家庭や保育所からの相談に対応します。	
2(3) 3	(困) 保育所・幼稚園の育児相談	保育所や幼稚園を利用している保護者や地域の子育て家庭を対象に、電話や面接により、子育てについての不安や悩みの相談に対応します。	保育課 教育指導課
		今後の取組み ・ 全保育所で実施し、相談の内容によっては関係機関と連携を図ります。 ・ 幼稚園の在園児の保護者や入園を希望する保護者に対し、電話や面接による子育てについての相談を行います。	

No	事業名	事業の概要	担当課
2(3) 4	(総)(困) 女性のための 相談事業	女性が日常生活の中で直面する様々な悩みの解消や配偶者等の暴力から女性とその子どもを守るため、女性のための相談窓口を設けます。	人権・男女 共同参画課
		今後の取組み	
		女性やその子どものための支援等について、相談体制や関係機関との連携を強化します。	
2(3) 5	(総)(困) 生活困窮者自立 支援事業	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、一時生活支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他包括的な支援を実施します。	福祉総務課
		今後の取組み	
		自立相談支援事業の実施、一時生活支援事業の実施及び住居確保給付金の支給を継続します。	
2(3) 6	(困) 生活困窮世帯の 子ども支援事業	高校進学や進学後の中退防止に取り組み高校卒業後の就職や大学等への進学支援を行います。	生活福祉課
		今後の取組み	
		関係機関と連携し保護者と生徒自身の両者に対して継続した支援を継続します。	
2(3) 7	(困) 民生委員運営事 業	地域福祉の推進のため、地域と行政とのパイプ役としての役割を果たす民生委員・児童委員を積極的に支援します。	福祉総務課
		今後の取組み	
		定例の地区会長会議や全体研修、分野別研修などを通じ、民生委員・児童委員の情報共有や資質向上を支援します。	
2(3) 8	(困) 民間団体との 連携	子どもの学習支援団体や子どもの居場所づくりに取り組む団体と意見交換や情報提供など連携を図っていきます。	こども 家庭課
		今後の取組み	
		民間学習支援団体等との情報共有、連携の場づくりに取り組みます。	
2(3) 9	(母)(困) 児童虐待防止等 ネットワークの 充実	1(1)3事業の再掲	こども 家庭課
		今後の取組み	

施策 4 仕事と子育ての両立ができる職場環境への改善

施策の方向

男女雇用機会均等法、育児休業・介護休業制度等の周知と利用促進に努め、母親も父親も子育てしやすい職場環境となるよう改善を図ります。また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、子育て中の母親、父親がともに育児や家事、仕事等に取り組めるように、働き方の見直しを進めます。

事業

No	事業名	事業の概要	担当課
2(4) 1	(困) 労働セミナー事業	労働諸問題に対する理解と教養を深めるため、勤労者、事業主、一般市民を対象に労働セミナーを開催し、労働問題の自主的解決能力の向上を図るとともに、生活安定向上を目指します。	産業振興課
		今後の取組み	
		神奈川県かながわ労働センター湘南支所との共催により、事業主及び勤労者等を対象として、社会情勢を勘案したテーマで労働講座を開催します。	
2(4) 2	就労支援制度の普及・啓発	勤労ひらつか(毎月1回、市内の労働組合や企業、市の施設に配付)で支援制度の普及・啓発に努めるとともに、厚生労働省や都道府県労働局から送付されるリーフレット、冊子等を掲出し、閲覧に供し啓発に努めます。	産業振興課
		今後の取組み	
		ワーク・ライフ・バランス及び男女雇用機会均等に関する情報を広く発信します。また、国・県の関係機関等から送付されたリーフレットや冊子等を掲示・配架し、啓発を図ります。	
2(4) 3	事業所の実践する働き方改革への支援	市内事業所へのイクボス宣言企業登録制度の普及を進め、従業員のだれもが仕事と家庭の両立がしやすい職場環境づくりを後押しします。 ※ひらつか男女共同参画プラン2017の終期令和5年度までの事業計画とします。	人権・男女共同参画課
		今後の取組み	
		平塚市イクボス宣言登録企業を増やすため、事業所に向けた講演会等を開催します。 登録した企業をホームページなどでPRします。	



施策5 母子・父子家庭の自立支援

施策の方向

母子・父子家庭に対し、経済的、精神的な支援を行い、自立の手助けをします。

事業

No	事業名	事業の概要	担当課
2(5) 1	(困) 母子・父子相談の 充実	母子・父子家庭の自立促進のため、就労支援、母子・父子福祉資金の貸付け、母子・父子保護等を含むあらゆる相談に対応します。	こども 家庭課
		今後の取組み	
		母子・父子家庭の自立促進のため、母子・父子自立支援員等による就労支援、母子・父子福祉資金の貸付け等、あらゆる相談に対応します。	
2(5) 2	(困) 母子・父子自立 支援事業	母子・父子家庭への支援対策として、自立支援給付事業を実施します。	こども 家庭課
		今後の取組み	
		母子・父子自立支援金給付金事業を実施します。	

施策6 経済的支援の充実

施策の方向

医療や幼稚園、保育所等に関する費用負担に配慮し、子育て家庭に対しそれぞれの事情に応じた経済的支援を推進します。

事業

No	事業名	事業の概要	担当課
2(6) 1	(総)(困) 小児医療費の助成	小児医療費の助成を行います。 令和2年1月から所得制限撤廃 通院・入院対象年齢…0歳児から中学校卒業まで	こども 家庭課
		今後の取組み	
		中学校卒業までの通院、入院時の医療費について適正に医療費助成を行います。	

No	事業名	事業の概要	担当課
2(6) 2	(困) ひとり親家庭等 医療費助成事業	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するために医療費の一部を助成します。	こども 家庭課
		今後の取組み	
		ひとり親家庭等の生活と自立を図るため、母子家庭、父子家庭に対し、適正な医療費助成を行います。	
2(6) 3	(困) 保育所保育料の 軽減	子どもの数や世帯の所得に応じた保育所保育料の軽減を維持します。	保育課
		今後の取組み	
		「幼児教育・保育の無償化」を踏まえながら、低所得世帯や多子世帯に対する保育所保育料の軽減に取り組みます。	
2(6) 4	(困) 幼稚園の実費徴 収に係る補足給 付事業	低所得者の負担軽減を図るため、施設等利用給付認定保護者(子どもが従来制度の幼稚園を利用)に対する副食材料費に要する費用の一部を補助する事業です。	学務課
		今後の取組み	
		低所得者の負担軽減を図るため、施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の一部を補助します。	
2(6) 5	(困) 児童生徒就学援 助事業	経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、就学に要する費用の一部を助成します。	学務課
		今後の取組み	
		引き続き、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、就学に要する費用の一部を助成します。	
2(6) 6	(総)(困) 特別支援教育就 学奨励援助事業	特別支援教育を円滑に受けることができるようにするため、特別支援学級に就学する児童・生徒等の保護者に対して、就学に要する費用の一部を助成します。	学務課
		今後の取組み	
		引き続き、特別支援学級に就学する児童・生徒等の保護者に対して、就学に要する費用の一部を助成します。	
0 2(6) 7	(総)(困) 生業扶助・教育 扶助	対象となる児童・生徒がいる生活保護世帯に対し、高等学校等就学費や教育扶助費として学習支援費や教材代を援助します。	生活福祉課
		今後の取組み	
		引き続き法令に基づいて事業を継続します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
2(6) 8	(困) 児童扶養手当	ひとり親世帯等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため、父母の離婚、父又は母の死亡などにより、父親又は母親と生計を同じくしていない児童について、手当を支給します。	こども 家庭課
		今後の取組み	
		ひとり親家庭等の経済的安定を図るため、児童扶養手当法に基づき適正に児童扶養手当を支給します。	
2(6) 9	(困) 特別児童扶養 手当	児童の福祉の増進を図るため、精神、知的又は身体障がい等（内部障がいを含む）で、政令に定める程度以上の障がいにある20歳未満の児童について、手当を支給します。	こども 家庭課
		今後の取組み	
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に障がいを有する児童について特別児童扶養手当の認定、喪失届等の受付事務を行います。	
2(6) 10	(困) 児童手当	次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、0歳から15歳到達後最初の3月31日までの児童について、手当を支給します。	こども 家庭課
		今後の取組み	
		児童のいる家庭の経済的安定を図るため、児童手当法に基づき適正に児童手当を支給します。	
2(6) 11	(困) 養育医療費給 付	子どもが未熟児で生まれ、指定養育医療機関の医師が入院治療の必要を認めたとときの医療費を交付で助成します。	こども 家庭課
		今後の取組み	
		母子保健法に基づき、未熟児の医療費（保険診療分の自己負担額）を適正に助成します。	

基本目標 3 子どもに寄りそった教育環境の整備

施策 1 学校（園）教育の充実

施策の方向

子どもの生きる力を育み、幼稚園、保育所、認定こども園から小・中学校まで一貫した教育を行うためにさらなる連携強化を図るとともに、地域住民の参画を得ながら、子どもの年代に応じた教育、各地域の特色ある学校づくりを推進します。

事業

No	事業名	事業の概要	担当課
3(1) 1	幼児教育指導法の工夫・改善	より豊かな幼児教育を実現するために幼稚園の運営や指導法等を研究します。	教育指導課
		今後の取組み	
		幼稚園の運営及び指導法の研究のために園長会及び主任・担任研究会を実施し、幼児教育の充実を図ります。	
3(1) 2	(総) 幼・保・小・中 連携の推進事業	幼・保・小・中の指導の一貫性を図るために連携学習研究会や連携教育講演会を開催します。	教育指導課 教育研究所
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> 幼・保・小・中の連携学習研究会等を通して指導の在り方や指導上の問題点について研究協議し、相互に理解を深め、連携や交流を推進します。 幼・保・小・中の連携を推進するために夏季研究教室の講座として、「幼保小中連携教育講演会」を開催します。 	
3(1) 3	幼児教育の支援	保護者の育児不安の解消と幼児の心身の健全な発達のために、幼稚園が幼児教育センター的機能として保護者の交流や教育相談等を実施します。	教育指導課
		今後の取組み	
		各幼稚園で、子育て支援の視点を持って、幼稚園教育についての研究会を実施します。また、各幼稚園が、地域の公民館と連携し、家庭教育学級を実施します。	
3(1) 4	(総) 生きる力を育む 学校づくり推進 事業	幼児・児童・生徒の生きる力を育む学校づくりを推進するため、各学校（園）において、ふれあい教育、総合的な学習の時間、芸術鑑賞教室、食に関する指導等を実施します。	教育指導課 学校給食課
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの「生きる力」を育むために、学校ごとに創意工夫をこらした特色ある教育活動を推進します。 小・中学校において作成された食に関する指導の年間計画に基づいて、給食時間、教科、委員会活動等で食に関する指導を実施します。 	

No	事業名	事業の概要	担当課
3(1) 5	(総) 外国人英語指導者の 学校訪問事業	幼児・児童・生徒の英語に対する興味・関心を高め、英語や外国の生活・文化に親しむ心を養うために、外国人英語指導者が幼稚園、小・中学校を訪問します。	教育指導課
		今後の取組み	
		子どもたちの英語に対する興味・関心をさらに高め、英語や外国の生活・文化に親しむ心を養うために、外国人英語指導者の増員を目指します。	
3(1) 6	(総) 人権教育の推進	人権教育を推進するため教職員の研修を充実します。	教育指導課
		今後の取組み	
		人権を尊重した学校教育を確立するために人権教育担当者を開催し、学校教育における人権教育の具体的な在り方を研究します。	
3(1) 7	(総) 日本語指導協力者派遣事業	日本語の指導が必要な児童・生徒に対して、学校における日本語指導、母国語指導、生活適応指導等を支援するため要請に応じて、日本語指導協力者を小・中学校に派遣します。	教育指導課
		今後の取組み	
		学校の要請に応じて適宜日本語指導協力者を派遣します。また、国際教室等連絡協議会を開催し、日本語指導の内容や方法について情報交換等を行います。	
3(1) 8	サポートチームシステム推進事業	小・中学生の問題行動への対策を話し合い、地域や関係機関と連携し、具体的な指導、支援を行います。	教育指導課
		今後の取組み	
		市サポート連絡会を開催するとともに、中学校区サポート委員会を各中学校区で実施します。また、個別サポートチームを必要に応じて編成し、児童・生徒への効果的な指導、支援を行います。	
3(1) 9	中学校部活動指導者派遣事業	中学校における部活動育成及び活性化のため、各学校の要請に応じ、専門的資質を有する部活動指導者を顧問の指導協力者として派遣します。	教育指導課
		今後の取組み	
		中学校の要請に応じ、専門的資質を有する部活動指導者を顧問の指導協力者として派遣します。	
3(1) 10	学校支援ボランティアの活用	学校の教育活動の充実と開かれた学校づくりのために学校支援ボランティア等地域の方々の教育力を活用します。	教育指導課
		今後の取組み	
		各学校の実情に合わせ、ボランティアの活用を図るための必要な支援を行います。	

No	事業名	事業の概要	担当課
3(1) 11	教材・教具等の充実	学習環境の向上のため、教材・教具、学校図書等を整備します。	教育総務課
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> 理科教材の充実のために各小・中学校に予算を配当するほか、理科教育設備整備費補助金を活用し、理科教育設備基準に対する整備率を向上させます。 学校図書館図書の充実のために各小・中学校に予算を配当し、学校図書館図書標準に基づき蔵書数を増やします。 	
No	事業名	事業の概要	担当課
3(1) 12	研修・研究推進事業	特別な配慮を要する児童・生徒を支援するため、必要に応じて小・中学校に相談支援チームを派遣して校内支援体制の整備を推進するとともに、各種研究会・研修会を実施します。	子ども教育 相談センター
		今後の取組み	
		インクルーシブ教育の推進を図るとともに、校内支援体制の充実を図るために、相談支援チームの派遣や、内容を精査した研修会・研究会等の開催に努めます。	



施策 2 相談活動の推進

施策の方向

子どもたちが様々な悩みごとを気軽に相談でき、一人一人の状況に応じて適切に対応できるように各種の相談事業の連携と相談員の技能の向上を図ります。

また、いじめなどの問題の早期発見・早期対応が図れるよう体制づくりを進めます。

事業

No	事業名	事業の概要	担当課
3(2) 1	(総) 教育相談事業	児童・生徒及びその保護者に対し、各専門機関と連携しながら教育相談を行います。	子ども教育 相談センター
		今後の取組み	
		児童・生徒及びその保護者の相談に対して、各専門機関と連携しながら適切に対応していくとともに、専門的な知識と技能を有する相談員を配置していくよう努めます。	
3(2) 2	(総)(母)(困) スクールカウンセラー派遣事業	児童・生徒の様々な問題を解決するために、本人や保護者のカウンセリングと教職員を支援するスクールカウンセラーを小・中学校に派遣します。	子ども教育 相談センター
		今後の取組み	
		スクールカウンセラーを増員し、全小・中学校に派遣します。その後は勤務日の増加を目指します。	
3(2) 3	(総)(困) スクールソーシャルワーカー派遣事業	社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを小・中学校に派遣します。	子ども教育 相談センター
		今後の取組み	
		スクールソーシャルワーカーを各小・中学校の要請に応じて派遣し、問題行動等の未然防止や早期解決に向けた対応を図ります。	

基本目標 4 子育てしやすい安心・安全なまちづくりの推進

施策 1 道路交通安全の向上

施策の方向

子どもの大切な命を守るため、交通安全意識の向上を図る教育を推進します。
また、道路管理者や警察などの関係機関と連携し、道路交通安全の向上を推進します。

事業

No	事業名	事業の概要	担当課
4(1) 1	(総) 交通安全啓発推進事業	幼稚園、保育所、認定こども園、学校等において交通安全教室を開催し、交通事故防止と交通安全の啓発を行います。	交通政策課
		今後の取組み	
		交通ルールやマナーの周知を継続的に実施し、交通事故防止と交通安全意識の向上を図ります。	
4(1) 2	(総) 歩道設置事業	交通量の多い道路や通学路において、歩行者と車両を分離し、歩行者等の通行空間を整備することにより、道路利用者の安全確保に取り組みます。	道路整備課
		今後の取組み	
		幹線道路や通学路などに歩行者等の安全を確保するため、計画的に歩道整備を行います。	
4(1) 3	通学路合同点検事業	通学路の安全を確保するため、各学校からあげられた通学路の危険箇所を学校、保護者、自治会等地域住民、警察、道路管理者等で通学路の合同点検を実施し、安全対策案の検討・対策の実施を進めます。	学務課
		今後の取組み	
		合同点検を実施し、安全対策案の検討・対策の実施を進めます。	



施策 2 防犯の強化

施策の方向

犯罪から子どもを守るため、防犯街路灯などのインフラ整備を進めるとともに、地域の大人たちが積極的、継続的に子どもとふれあうことにより、住民同士の連帯感を高め、地域の見守りの力で罪の起こらない明るいまちづくりを図ります。

事業

No	事業名	事業の概要	担当課
4(2) 1	(総) 地域安全運動の 推進	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう、市民の防犯意識の高揚を図るため、関係機関及び関係団体と連携し地域安全運動や地域安全運動推進大会、研修会等を実施します。 地域の防犯活動を支援します。 	危機管理課
		今後の取組み	
		警察機関や防犯協会と連携し、事業を実施します。	
4(2) 2	(総) 地域安全施設整 備事業	子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう、防犯街路灯の維持管理を行うとともに、基準に基づき設置します。	危機管理課
		今後の取組み	
		自治会等の要望や意見を確認し、事業を実施します。	
4(2) 3	(総) 通学路安全対策事 業	児童・生徒の安心・安全な通学を確保するために、地域との連携により、見守り活動の推進や通学路の環境を整備します。	学務課
		今後の取組み	
		学校との連携により、児童・生徒が安全で安心して通学できる環境づくりを進める地域団体に対し、通学路安全対策事業の経費を補助します。	
4(2) 4	(総) 子どもの安全対 策の推進	市内の各中学校区の地域教育力ネットワーク協議会が行う「こどもサポート看板」の設置・管理や防犯パトロールの活動を支援し、子どもの安全確保に努めます。	社会教育課
		今後の取組み	
		市内の公共施設、住宅、店舗等への「こどもサポート看板」の設置に努めるとともに、引き続き防犯パトロールを行い、地域全体で子どもたちを見守る活動を行います。	

施策3 遊びの場づくり

施策の方向

子どもがのびのびと育つことができるように、また、子育て中の親や地域住民等が交流し、憩うことができるように、地域の特性を生かしながら設備等の安全を確保した子どもの遊び場を整備します。

事業

No	事業名	事業の概要	担当課
4(3) 1	安全対策の推進	公園等の点検・整備を行い、子どもの遊び場の安全確保に努めます。	みどり公園 ・水辺課 総合公園課 青少年課
		<p>今後の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直営による公園施設の点検において、ベンチや一般的な遊具等の共通項目だけでなく、公園特性に応じた附帯的な施設についても、細やかな部分まで点検を行い、安全管理を徹底します。 ・ 安全に遊ぶことができる広場にするために定期的な巡回点検を行い、修繕等を実施します。 	
No	事業名	事業の概要	担当課
4(3) 2	(総) 公園整備事業	公園等を計画的に整備するとともに、整備の際は子どもの発育段階に応じた遊具の設置、配置等を考慮し、遊び場の確保を図ります。	みどり公園 ・水辺課
		<p>今後の取組み</p> <p>子どもの発育段階に対応した遊具を計画的に整備・補修します。</p>	



施策4 まちのバリアフリー化

施策の方向

子育てしやすいまちの環境をつくるためにユニバーサルデザインの考え方に基づき、地域の様々な立場の人たちの参画のもと、利用者の立場を考えた道路、公共交通機関等のバリアフリー化を進めます。

事業

No	事業名	事業の概要	担当課
4(4) 1	歩道のバリアフリー化事業	歩行者の安全性の向上や、妊婦、ベビーカー使用者等の子育て世代にも優しいまちづくりを進めるため、歩道の段差改修等を行い、歩道のバリアフリー化を進めます。	道路整備課
		今後の取組み	
		平塚市バリアフリー基本構想に位置づけられた生活関連経路における歩道の巻込み部の段差改修等を行います。	
No	事業名	事業の概要	担当課
4(4) 2	(総) 公共交通のバリアフリー化事業	妊婦、ベビーカー使用者等の子育て世代を含めた全ての市民の公共交通による移動の利便性や安全性の向上を図るために、市内の交通事業者に対して、ノンステップバス及びユニバーサルデザインタクシーの導入を支援します。	交通政策課
		今後の取組み	
		ノンステップバス及びユニバーサルデザインタクシー導入率の向上に向け、交通事業者と連携を図りながら、導入を支援します。	

施策5 有害環境の改善

施策の方向

地域住民、関係団体等の協力のもと、子どもの健全な発育に好ましくない環境の解消に努めます。

事業

No	事業名	事業の概要	担当課
4(5) 1	環境実態調査	県が主催する青少年を取り巻く環境実態調査に協力し現地調査をします。	青少年課
		今後の取組み	
		現状どおりの調査を継続して行っていく予定です。	
No	事業名	事業の概要	担当課
4(5) 2	違反屋外広告物 除去事業	道路上等における違反屋外広告物（風俗広告物含む）の掲示により、青少年の育成に悪影響を与える恐れも考えられるため、この課題を未然に防止する観点からも実施します。	まちづくり 政策課
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> 年1回の除却キャンペーンの開催を継続して行います。 職員による巡回、地域のボランティアの協力等により除却活動を継続します。 	



基本目標 5 子どもと親の健康づくり（平塚市母子保健計画）

基本目標5「子どもと親の健康づくり」は、「平塚市母子保健計画」として位置づけ、国の「健やか親子21（第2次）」で10年後に目指す姿として掲げられた「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現に向け、3つの基盤課題と2つの重点課題を柱として実施します。

施策 1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策 基盤課題 A

施策の方向

妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組むとともに、各事業間や関連機関との有機的な連携体制の強化や、情報の利活用、母子保健事業の評価・分析体制の構築を図ることにより、切れ目のない支援体制の構築を目指します。

現状と課題

現在、少子高齢化や核家族化、高齢出産、子育て不安、児童虐待、子どもの貧困連鎖など、子どもと親を取り巻く環境が激変しています。

平成29年4月に開設した「子育て世代包括支援センター ひらつかネウボラームはぐくみ」では、妊婦全数面接の結果、約1割がハイリスクであることを把握しました。その内訳は、未婚、メンタルヘルス不調、若年妊娠、生活困窮者、支援者がいないなどです。このような現状を踏まえると、特に母子の心身の健康への支援や、家族を含めた子育て環境を整える支援が重要となります。そのため、関係機関との連携の充実・強化を図り、妊娠期から出産、子育てまでの各種教室、健診、相談等を行い、子どもを産み育てやすい環境づくりと切れ目のない支援に取り組んでいます。

また、親の子育ての仕方や生活習慣は子どもの成長に大きな影響を与えるため、親が子どもの発育・発達について知識を得る機会を提供することが必要です。

本市の乳幼児健診は、乳児期は個別健診で医療機関にて実施し、幼児期は集団健診で保健センターにて実施しています。1歳6か月児健診の状況を見ると、言葉の理解や発語が遅いという相談の割合が増えています。子どもにとって望ましい生活リズムや運動、遊びについて、乳児期のうちに保護者に情報提供できるよう、平成29年度から7か月児相談を実施しています。また、集団健診や相談の場で、テレビやスマートフォン等の言葉の理解や発語の遅れへの影響及び親子遊びの効果について保護者の理解を深める取り組みをしています。

歯の健康に目を向けると、本市におけるむし歯がない3歳児の割合、重度のむし歯（1人で6本以上）を保有している3歳児の割合は、減少傾向にあります。

フッ化物の利用等、むし歯予防への関心は高まる一方、食習慣や生活習慣、親子の関

わり等、むし歯の発生原因も複雑化しており、健全な口腔発育のため、引き続き保護者へ情報提供をすることが必要です。

事業

① 妊産婦の身体づくり

No	事業名	事業の概要	担当課
5(1)① 1	(総) 妊婦健康診査	順調な妊娠経過を経て、母子ともに健全な出産を迎えることができるように妊婦健康診査の受診を促します。	健康課
		今後の取組み	
		定期的に受診し、医師や助産師等のアドバイスを受けて、自分自身で健康管理に取り組むことができるよう受診勧奨を行います。	
5(1)① 2	(総)(困) 妊産婦の相談の充実	妊娠早期から産後までの心身の変化や不安等の相談に対応します。	健康課
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子健康手帳の交付時は、保健指導体制をとって相談に臨みます。 ・ 妊娠時期に合わせた健康管理に必要な情報を提供します。 ・ ハイリスク者に対する関係機関との連携強化を行います。 	
5(1)① 3	(総) 妊産婦への教育の充実	健やかな妊娠・出産・産後のため、妊産婦への教育を行います。	健康課
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併症予防、流産、低出生体重児、産後うつなどの予防や早期発見の教育を行います。 ・ 将来の生活習慣病の発症予防のための教育を行います。 	
5(1)① 4	(総) 産後デイサービス「産後ルームママはぐ」	母子の孤立を予防し、心身の回復を図り、健やかな育児ができるように支援します。	健康課
		今後の取組み	
		母子の孤立を予防するための集いの場の拡充と整備をします。	
5(1)① 5	(総) 産前・産後ヘルパー派遣事業	妊娠中や出産前後で体調不良等のため、育児や家事を行うことが困難な家庭に対し、市が委託したヘルパーを派遣し、育児や家事等をサポートします。	健康課
		今後の取組み	
		受託できる事業者が少ないため、事業者を増やすようホームページや広報等で周知します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(1)① 6	(総) 産後メンタルヘルス相談	妊産婦のメンタルヘルス不調の早期発見や重症化防止及び虐待防止のため、個別相談を実施します。	健康課
		今後の取組み	
		妊産婦のメンタルヘルス不調を早期に把握し、専門職による相談を行うことで、不安定さを抱える母親やその家族を支援します。	

② 乳幼児の身体づくり

No	事業名	事業の概要	担当課
5(1)② 1	(総) 乳幼児健康診査	乳幼児の健康状態の確認及び心身の問題の早期発見・早期治療や支援を目的に健康診査を実施します。	健康課
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 健診内容の充実を図り、健康診査受診率の向上に努めます。 ・ 未受診者への受診勧奨を行い、適切にフォローします。 ・ 関係機関と連携し、未受診者等の状況把握の体制を継続して取り組みます。 	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(1)② 2	(総)(困) 乳幼児期の相談の充実	未就学児を対象として、保護者の育児不安等の対応と、子どもにとって望ましい生活習慣の確立ができるように育児相談を充実させます。	健康課
		今後の取組み	
		乳幼児期の相談の場である7か月児相談のさらなる啓発を図り、望ましい生活習慣を確立した児を増やします。	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(1)② 3	(子)(総)(困) 訪問事業	乳幼児を持つ家庭に対する訪問を通し、育児不安への対応や、精神的な不安定さを抱える母親への支援を実施します。また、新生児聴覚スクリーニング検査の受診勧奨と検査後の不安軽減のために相談先を紹介します。	健康課
		今後の取組み	
		<p>こんにちは赤ちゃん訪問の実施率の向上を目指します。 (参考値：平成30年度実績96.1%)</p>	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(1)② 4	(総) 学習の場の提供	7か月児相談、幼児健診等で年齢に合わせた生活習慣に関する学習機会を提供し、親の育児に関する知識を豊かにすることで子どもの健やかな成長を支えます。	健康課
		今後の取組み	
		7か月児相談、幼児健診や幼稚園・保育所・認定こども園への巡回教室等で生活習慣(生活リズム、外遊び、食事、睡眠、歯の健康等)に関する情報について、学習の機会を提供します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(1)② 5	感染症対策の推進	伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種を実施します。	健康課
		今後の取組み	
		次世代の健康を守る目的で実施している風疹ワクチン及び平成28年度に開始したB型肝炎ワクチンの普及・啓発に努めます。	
No	事業名	事業の概要	担当課
5(1)② 6	5歳児健康診査	発達に課題を持つ子どもたちが支援を受けずに就学・就職して、困難な状況に陥りがちなことから、5歳児を対象に、スクリーニング調査により健康診査を実施し、要支援という結果が出た子どもに対し、必要な支援を行っていきます。	こども家庭課
		今後の取組み	
		保育所や教育機関と連携しながら、必要な支援を継続します。	
No	事業名	事業の概要	担当課
5(1)② 7	保育所における食育の推進	乳幼児期から、正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図ります。	保育課
		今後の取組み	
		クッキング保育やバイキング給食、ボードを使用したの食品構成遊び等を実施します。	



施策2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策 基盤課題B

施策の方向

児童生徒自らが、心身の健康に関心を持ち、より良い将来を生きるため、健康の維持・向上に取り組めるように多分野の協働による健康教育の推進と次世代の健康を支える社会の実現を目指します。

現状と課題

子どもは家庭生活を中心に生活習慣等を身につけて育ちます。小学校低学年までは自分よりも大人の判断を信頼し大人に依存していますが、徐々に同性の友人との仲間集団の中でルールを作りながら自立性を発達させていきます。そして、思春期になると心と身体の両面での発達が加速される中でその変化を受け入れ、様々な葛藤の中で自らの生き方を模索し始めます。思春期に自己肯定感を持ち、自分自身が大切な存在であると思えることは、子どもがたくましく人生を生きていくための重要な課題です。

身体面に目を向けると、男子・女子ともに昭和52年以降、肥満傾向児の出現率は増加傾向でしたが、平成15年度あたりから概ね減少傾向になっており、本市も全国と同じ傾向にあります。子どものころからの生活習慣病予防について、適切な食習慣の普及・啓発を含めて、引き続き取り組む必要があります。また、全国的にみると、やせの子どもが年々増加しています。本市も同じ傾向にあるため、経過を見ていく必要があります。

歯及び口腔の健康については、平成30年度の平塚市学校保健統計調査の結果から、むし歯がない中学校1年生の割合は増加しています。しかし、初期むし歯や歯肉に炎症のある者は横ばいとなっています。特に歯周病は成人期につながる健康課題のひとつであり、予防のための知識や自分にあったセルフケアの習得や適切な歯科保健指導が必要です。

事業

① 学童期の身体づくり

No	事業名	事業の概要	担当課
5(2)① 1	生活習慣病予防・歯の健康に関する知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> 体格の実態を把握します。 生活習慣病予防や歯の健康に関する知識の普及に努めます。 ①小学校4～6年生の体格調査と健康教育の実施 ②学校歯科巡回指導の実施	学務課
		今後の取組み 引き続き、体格の実態の把握、生活習慣病予防や歯の健康に関する知識の普及を実施します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(2)① 2	健康に関する教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防に関する実態の把握をします。 生活習慣病予防に関する教育を実施します。 ①朝食を欠食する子どもの割合の減少 ②睡眠が6時間未満の子どもの割合の減少 ③運動・スポーツを週3回以上する子どもの割合の増加 	教育指導課
		今後の取組み	
		生涯を通して健康・安全で活力ある生活を送るために、また、運動に親しむ資質や能力を育てるために、学校教育全体を通して健康に関する教育を推進します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(2)① 3	(困) 学校保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> 心電図検査、心臓疾患第2次検査、腎臓疾患(尿)検査、同2次検査、同3次精密検査、結核健康診査、胸部レントゲン直接撮影、結核健康診断精密検査、小学校歯科巡回指導を実施します。 各学校(園)健康診断(内科、眼科、耳鼻科、歯科)を実施します。 	学務課
		今後の取組み	
		引き続き、各種健康診断等を実施します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(2)① 4	(総)(困) スクールカウンセラー派遣事業	3(2)2事業の再掲	子ども教育相談センター
		今後の取組	

② 思春期の身体づくり

No	事業名	事業の概要	担当課
5(2)② 1	思春期の教育の充実	母性・父性を養い、将来に向けた健全な身体づくりに関する教育を実施します。	健康課
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> 将来に向けた身体づくりや性に関する知識について、学校等に出向き普及に努めます。 思春期対策連絡会の実施等で引き続き関係機関との連携を図ります。 	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(2)② 2	(総)(困) こころと命のサポート事業	1(3)8事業の再掲	福祉総務課
		今後の取組み	

施策3 子どもが健やかに育つための地域づくり 基盤課題C

施策の方向

社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親を孤立させないように支えていく地域づくりを目指します。

現状と課題

少子化や核家族化、生活スタイルの多様化等、子育て家庭とそれを取巻く環境は変化してきています。親が安心して子どもを産み育て、子どもが将来に夢を持って健やかに育つ環境を築くためには、地域のネットワークの中で、親子を温かく見守ることが望まれています。

様々な子育て家庭を支援し、親子を孤立させないための施策として、子育て関連施設による地域での支援体制の強化や様々な子育てサービスの提供に努めることが必要です。

事業

No	事業名	事業の概要・今後の取組み	担当課
5(3) 1	(子)(総)(困) 一時預かり事業	2(1) 1事業の再掲	保育課
5(3) 2	(子)(総)(困) ファミリー・サポート事業	2(1) 2事業の再掲	保育課
5(3) 3	(子)(総)(困) 子育て支援センター事業	2(2) 1事業の再掲	保育課
5(3) 4	(子)(総)(困) つどいの広場事業	2(2) 2事業の再掲	保育課
5(3) 5	開放保育事業	2(2) 3事業の再掲	保育課
5(3) 6	(困) 赤ちゃん広場事業	2(2) 4事業の再掲	保育課

施策4 育てにくさを感じる親への支援 重点課題①

施策の方向

近年、育児中の家庭の孤立化が指摘され、親が育児に不安や困難さを感じつつ、それらを解消しないまま抱え込む危うさがあると言われます。子育て中の親が育児に対して少しでも余裕と自信を持ち、親としての役割を發揮できる社会を構築するために、妊娠がわかった時から情報提供と相談の場を提供し、育てにくさを感じる親に寄り添う支援を行っていきます。

現状と課題

親が感じる育てにくさには、子どもの心身の発達・発育の偏り、疾病等によるもの、親の子育て経験の不足や知識不足によるもの、親の心身の不調等によるものなど多面的な要素を含んでいると言われます。

育てにくさは親の育児不安等を増強させるため、親の発する育てにくさのサインに早期に気づき、親子に適切な時期に適切な支援を行うことが大切です。

保健センターでは、家庭訪問・育児相談・健診等の場面で、子どもの発達や関わり方等に不安を持ち、育てにくさを感じている親への支援として、健診事後フォロー教室を実施しています。

また、主に子どもの発達等の相談はこども発達支援室で受け、子どもの状態に則した支援を提供しています。親には子どもへの理解を深められるように支援し、関わり方について一緒に考えながら助言しています。また、幼児期から学童期に切れ目ない支援が継続できるように、※はぐくみサポートファイルなどのツールの活用を図るとともに、就学相談や学校巡回体制の強化など関係機関とのさらなる連携を図ることが必要です。

※「はぐくみサポートファイル」は、発達に課題がある子どもをもつ保護者が、子どもの発達のあゆみとして記録するとともに、支援機関等へのスムーズな情報提供をサポートするためのツールです。

事業

① 親への支援

No	事業名	事業の概要	担当課
5(4)① 1	育てにくさを感じる親に寄り添う支援	子育て中の親が育児に対して少しでも余裕と自信を持つことができるように、育てにくさを感じている親の実態を把握しながら支援します。	健康課
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児健診票から実態を把握します。 ・ 子育ての仕方や発育発達の知識を普及します。 ・ 幼児健診事後フォロー教室を継続して取り組みます。 	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(4)① 2	子育て講座	子育ての悩みがある親に対して、子どもとの関わり方や親子関係を改善します。	こども家庭課
		今後の取組み	
		子育ての悩みがある親に対して、子どもとの関わり方や親子関係を改善していく講座を開催します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(4)① 3	ペアレントトレーニング	発達に障がいを持つ子どもの養育は難しく、親が子育てに自信を失いがちであることから、主に発達障がいのある子の保護者を対象に、8回コースの講座を実施します。また、幼稚園・保育所、小・中学校等の指導者向け講座であるティーチャーズトレーニングも実施します。	こども家庭課
		今後の取組み	
		より多くの方が受講できるように講座の実施方法を工夫します。また、講座修了者に対して、同じ立場の保護者から共感的に悩み等を聞くことができる「ペアレントメンター」として活動してもらえるようにその育成に取り組みます。	

② 子どもへの支援

No	事業名	事業の概要	担当課
5(4)② 1	(困) こども発達支援室の療育相談	子どもの発達に関する相談を電話や面接により対応します。また、心理士、言語聴覚士、作業療法士、小児精神科医による相談、一般相談等、子育てについての不安や悩みの相談を受け付けます。	こども家庭課
		今後の取組み	
		相談事業を継続します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(4)② 2	発達支援コーディネーターの育成・配置	公立保育所及び認定こども園に、専門的知識を持った「発達支援コーディネーター」を育成・配置し、障がい児や配慮が必要な子ども及び保護者に対するきめ細やかな支援を行います。	保育課 こども家庭課
		今後の取組み	
		研修を継続して行い、発達支援コーディネーターを育成し、公立保育所及び認定こども園に配置します。	

③ 障がい児への支援

No	事業名	事業の概要	担当課
5(4)③ 1	地域療育システム事業	障がい児、発達に偏りのある子どもの発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるように医療・保健・教育・地域・福祉等各機関との連携を図ります。	こども家庭課
		今後の取組み	
		関係機関との連携を継続・強化します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(4)③ 2	福祉サービス費の支給	障がい児等に対する各種福祉サービス費を支給し、障がい児等の発達支援及び保護者の介護負担軽減を図ります。	こども家庭課
		今後の取組み	
		サービスについての情報提供をし、引き続き適切に支給します。	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(4)③ 3	障がい児保育	保育が必要で集団保育が可能な障がい児を受け入れて保育を行います。また集団保育による療育が必要な子どもを対象に、健常児との関わりの中で発達促進を図るため、統合保育を行うとともに、療育相談等で、フォローが必要な子どもを対象に、健常児との集団生活を体験できる場を提供します。 〔対象：就学前子ども〕	保育課 こども家庭課 学務課
		今後の取組み	
		<ul style="list-style-type: none"> 障がいを持つ乳幼児を受け入れ、保育を実施します。 障がいのあるなしに関わらず、全ての園児が幼稚園、保育所及び認定こども園において集団で生活し、ともに活動できるように支援します。 保育士が障がい児保育講習会や研修会へ積極的に参加し、必要な知識の習得に努め、受け入れ体制の強化を図ります。 	

No	事業名	事業の概要	担当課
5(4)③ 4	(総) 就学相談・指導事業	特別な教育的配慮が必要と思われる幼児・児童・生徒に適切な就学ができるように相談や指導を行います。	子ども教育相談センター
		今後の取組み	
		平塚市教育支援委員会において、個々の教育的ニーズに応じた適正な就学相談・指導を行うと共に、その後の継続的な支援の在り方について検討します。	

施策5 児童虐待の防止対策 重点課題②

施策の方向

子どもの虐待を防ぎ、全ての子どもが健やかに成長できるような社会を構築するため、児童虐待の発生予防には、妊娠届出時等、妊娠期から関わるのが重要です。本市では、平成29年4月に「子育て世代包括支援センター ひらつかネウボラールームはぐくみ」を開設し、さらなる早期発見・早期対応ができるように努めております。新生児訪問等の母子保健事業と関係機関の連携とともに、その対応策として、子どもの保護・支援、保護者支援の体制づくりを進めます。

現状と課題

児童虐待件数は年々増加しており我が国の大きな問題ですが、本市においては、心理的虐待及びネグレクトを合わせた件数が全体のおよそ7割を占めています。また、被虐待児のおよそ半数は、未就学児となっています。

虐待防止のためには妊娠期から適正に関わることで問題を早期に顕在化し、解決に向けて取り組むことが必要です。望まない妊娠、未婚、若年・高齢妊娠等は虐待に繋がるリスクが高いため、「子育て世代包括支援センター ひらつかネウボラールームはぐくみ」や、幼稚園、保育所、学校などの関係機関において早期に把握し、連携強化と情報共有により、質の高い支援をすることが必要です。

事業

① 早期発見・早期対応

No	事業名	事業の概要	担当課
5(5)① 1	(困) ハイリスク者への支援の充実	児童虐待防止のため、早期から必要な支援を提供できるように関係機関と連携します。	健康課
		今後の取組み <ul style="list-style-type: none"> ・ ネウボラールームはぐくみにおいて、妊娠期からハイリスク者への対応を行います。 ・ 家庭訪問、健診等において機会を捉えた対応を行います。 	

② 関係機関との連携

No	事業名	事業の概要	担当課
5(5)② 1	(困) 児童虐待防止等ネットワークの充実	1 (1) 3事業の再掲	こども家庭課
		今後の取組み	

基本目標 6 子どもの将来を自ら選択できる環境づくり (平塚市子どもの貧困対策計画)

基本目標6「子どもの将来を自ら選択できる環境づくり」は、「平塚市子どもの貧困対策計画」として位置づけ、国の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の趣旨に鑑み、子どもの「将来」だけでなく「現在」にも目を向けた対策を念頭に置いて、4つの施策を柱として実施します。

施策 1 教育の支援

施策の方向

教育の機会均等が図られるように、就学の援助、学資の援助、学習の支援、その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な取組みを進めます。

事業

No	事業名	事業の概要・今後の取組み	担当課
6(1) 1	(総) 子ども学習支援 委託事業	1(3) 9事業の再掲	生活福祉課
6(1) 2	(総) 放課後等子ども の居場所づくり 推進事業	2(1) 8事業の再掲	社会教育課
6(1) 3	新・放課後子ども 総合プランの推 進	2(1) 9事業の再掲	青少年課 教育総務課 社会教育課
6(1) 4	生活困窮世帯の 子ども支援事業	2(3) 6事業の再掲	生活福祉課
6(1) 5	民間団体との 連携	2(3) 8事業の再掲	こども 家庭課
6(1) 6	母子・父子相談の 充実	2(5) 1事業の再掲	こども 家庭課
6(1) 7	児童生徒就学援 助事業	2(6) 5事業の再掲	学務課

No	事業名	事業の概要・今後の取組み	担当課
6(1) 8	(総) 特別支援教育就 学奨励援助事業	2(6) 6事業の再掲	学務課
6(1) 9	(総) 生業扶助・教育 扶助	2(6) 7事業の再掲	生活福祉課
6(1) 10	(総)(母) スクールカウ ンセラー派遣事業	3(2) 2事業の再掲	子ども教育 相談センター
6(1) 11	(総) スクールソーシ ヤルワーカー派 遣事業	3(2) 3事業の再掲	子ども教育 相談センター

施策2 生活の安定に資するための支援

施策の方向

貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供、その他の貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援のために必要な取組みを進めていきます。

事業

No	事業名	事業の概要・今後の取組み	担当課
6(2) 1	(総) 子どものための 相談機能の充実	1(1) 1事業の再掲	青少年課
6(2) 2	保護を必要とする 子どもへの対策	1(1) 2事業の再掲	こども 家庭課
6(2) 3	(母) 児童虐待防止等ネ ットワークの充実	1(1) 3事業の再掲	こども 家庭課
6(2) 4	(子) 養育支援訪問事業	1(1) 4事業の再掲	健康課
6(2) 5	育児講座	1(3) 1事業の再掲	保育課
6(2) 6	(総) 子育て支援地域 派遣事業	1(3) 4事業の再掲	保育課 健康課

No	事業名	事業の概要・今後の取組み	担当課
6(2) 7	(総) 地域福祉推進事業	1(3)5事業の再掲	福祉総務課
6(2) 8	(総) 非行防止活動の 推進	1(3)7事業の再掲	青少年課
6(2) 9	(総)(母) こころと命のサ ポート事業	1(3)8事業の再掲	福祉総務課
6(2) 10	(子)(総)(母) 一時預かり事業	2(1)1事業の再掲	保育課
6(2) 11	(子)(総)(母) ファミリー・サポ ート事業	2(1)2事業の再掲	保育課
6(2) 12	(子)(総) 延長保育・休日保 育事業	2(1)4事業の再掲	保育課
6(2) 13	私立幼稚園の預 かり保育の推進	2(1)5事業の再掲	学務課
6(2) 14	(子)(総) 病児・病後児保育	2(1)6事業の再掲	保育課
6(2) 15	(子)(総) 放課後児童クラ ブの充実・推進	2(1)7事業の再掲	青少年課
6(2) 16	(子)(総)(母) 子育て支援セン ター事業	2(2)1事業の再掲	保育課
6(2) 17	(子)(総)(母) つどいの広場事業	2(2)2事業の再掲	保育課
6(2) 18	(母) 赤ちゃん広場事業	2(2)4事業の再掲	保育課
6(2) 19	子ども及び子育 て家庭に係る総 合支援	2(3)2事業の再掲	こども 家庭課
6(2) 20	保育所・幼稚園の 育児相談	2(3)3事業の再掲	保育課 教育指導課

No	事業名	事業の概要・今後の取組み	担当課
6(2) 21	(総) 女性のための 相談事業	2(3)4事業の再掲	人権・男女 共同企画課
6(2) 22	(総) 生活困窮者自立 支援事業	2(3)5事業の再掲	福祉総務課
6(2) 23	民生委員運営事 業	2(3)7事業の再掲	福祉総務課
6(2) 24	民間団体との連 携(再掲)	2(3)8事業の再掲	こども 家庭課
6(2) 25	母子・父子相談の 充実(再掲)	2(5)1事業の再掲	こども 家庭課
6(2) 26	(総) 小児医療費の助成	2(6)1事業の再掲	こども 家庭課
6(2) 27	ひとり親家庭等 医療費助成事業	2(6)2事業の再掲	こども 家庭課
6(2) 28	保育所保育料の 軽減	2(6)3事業の再掲	保育課
6(2) 29	幼稚園の実費徴 収に係る補足給 付事業	2(6)4事業の再掲	学務課
6(2) 30	(総) 妊産婦の相談の 充実	5(1)①2事業の再掲	健康課
6(2) 31	(総) 乳幼児期の相談 の充実	5(1)②2事業の再掲	健康課
6(2) 32	(子)(総) 訪問事業	5(1)②3事業の再掲	健康課
6(2) 33	学校保健の充実	5(2)①3事業の再掲	学務課
6(2) 34	こども発達支援 室の療育相談	5(4)②1事業の再掲	こども 家庭課
6(2) 35	ハイリスク者へ の支援の充実	5(5)①1事業の再掲	健康課

施策3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

施策の方向

貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせん、その他の貧困の状況にある子どもの保護者の所得の増大、その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援のために必要な取組みを進めていきます。

事業

No	事業名	事業の概要・今後の取組み	担当課
6(3) 1	労働セミナー事業	2(4) 1事業の再掲	産業振興課
6(3) 2	母子・父子自立支援事業	2(5) 2事業の再掲	こども家庭課

施策4 経済的支援

施策の方向

各種の手当等の支給、貸付金の貸付け、その他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な取組みを進めていきます。

事業

No	事業名	事業の概要・今後の取組み	担当課
6(4) 1	母子・父子相談の充実(再掲)	2(5) 1事業の再掲	こども家庭課
6(4) 2	(総)小児医療費の助成(再掲)	2(6) 1事業の再掲	こども家庭課
6(4) 3	ひとり親家庭等医療費助成事業(再掲)	2(6) 2事業の再掲	こども家庭課
6(4) 4	(総)生業扶助・教育扶助(再掲)	2(6) 7事業の再掲	生活福祉課
6(4) 5	児童扶養手当	2(6) 8事業の再掲	こども家庭課

No	事業名	事業の概要・今後の取組み	担当課
6(4) 6	特別児童扶養 手当	2(6)9事業の再掲	こども 家庭課
6(4) 7	児童手当	2(6)10事業の再掲	こども 家庭課
6(4) 8	養育医療費給付	2(6)11事業の再掲	こども 家庭課

各種事業の連携（妊娠・出産期から学童期・思春期までの切れ目のない支援）

項目	時期	就学前子ども		子ども			18歳	19歳
		乳児	幼児	小学生	中学生	高校生		
妊産婦・乳幼児の身体づくり	妊娠・出産・産後	子育て世代包括支援センター(ひらつかネウボラールーム はぐくみ) ・母子健康手帳の交付 ・妊婦健康診査 ・相談対応・情報提供・教育 ・養育支援訪問 ・産前・産後ヘルパー派遣 ・産後デイサービス(産後ルームママはぐ) ・産後メンタルヘルス相談 ・ハイリスク者への支援						
児童虐待防止				保護を必要とする子どもへの対策(こども家庭課)				
				ハイリスク者への支援(ひらつかネウボラールーム はぐくみ)				
子育て家庭への支援 親への支援				子ども及び子育てに家庭に係る総合支援(こども家庭課)				
				子育て講座				
				ペアレントトレーニング				
子どもへの支援				療育相談(こども発達支援室 くれよん)				
				・5歳児健康診査				
障がい児への支援				地域療育システム				
				福祉サービス費の支給				
				障がい児保育				
				就学相談・指導(子ども教育相談センター)				
乳児期・幼児期 教育・保育								
				幼稚園				
				幼稚園の預かり保育				
				保育所				
				認定こども園				
				地域型保育事業 (小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内)				
				企業主導型保育施設				
				こころと命のサポート事業				
子育て支援事業								
				一時預かり保育				
				延長保育・休日保育				
				病児・病後児保育(小学3年生まで)				
				つどいの広場				
				子育て支援センター				
				ファミリー・サポート事業(小学6年生まで)				

項目	時期	妊娠・出産・産後	就学前子ども		子ども			18歳	19歳
			乳児	幼児	小学生	中学生	高校生		
学童期・思春期 学校 保健対策					小学校	中学校	高等学校		
					学校保健の充実				
相談活動					生活習慣病予防・歯の健康に関する知識の普及 健康に関する教育の実施				
						思春期教育の充実			
放課後活動					こころと命のサポート事業				
					教育相談(子ども教育相談センター)				
子育て支援事業					スクールカウンセラー派遣				
					スクールソーシャルワーカー派遣				
					青少年相談(青少年相談室)				
					放課後児童クラブ				
					放課後等子どもの居場所づくり				
					病児・病後児保育(小学3年生まで)				
					ファミリー・サポート事業(小学6年生まで)				
母子・父子家庭の支援					相談、自立支援事業(こども家庭課)				
経済的支援					小児医療費助成				
					ひとり親家庭等医療費助成				
					児童手当				
					児童扶養手当				
					特別児童扶養手当				
					・養育医療費給付				
					児童生徒就学援助				
					特別支援教育就学奨励援助				
					生業扶助・教育扶助				
仕事と子育ての両立					労働セミナー、就労支援制度の普及・啓発(対象:勤労者、事業主、市民)				
					事業所の実践する働き方改革への支援(対象:事業所)				
安心・安全なまちづくり					交通安全啓発				
					通学路合同点検・安全対策				
					環境実態調査、違反屋外広告物除去				
					地域安全運動、地域安全施設整備(防犯街路灯)				
					公園整備・安全対策				
					歩道設置・バリアフリー化				
					公共交通のバリアフリー化				
各種相談					人権相談(人権・男女共同参画課)				
					女性のための相談窓口(人権・男女共同参画課)				
					保健福祉総合相談窓口(福祉総務課)				
					民生委員児童委員の相談(福祉総務課)				

量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援事業計画では、市町村が定める区域ごとに、幼児期の学校教育・保育、地域型保育、地域子ども・子育て支援事業についてのニーズを表す「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、提供量を表す「確保の方策」（確保の内容＋実施時期）を記載することとしています。それによりその区域における教育・保育の提供体制の確保や実施時期や需給調整、同様に地域子ども・子育て支援事業に係る提供体制の確保や実施時期を考慮します。

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

本市では、市内の教育・保育施設の配置状況や、現在の通園状況等を踏まえるとともに、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮し、市内全域の教育・保育施設等を利用することができるように平塚市全域を一つの教育・保育提供区域と設定します。

この教育・保育提供区域を基本とした上で、アンケート調査結果や人口推計などに基づいた需要分析を行い、区域における量の見込みと確保の方策を計画します。



2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及びアンケート調査結果等より把握できる利用希望を踏まえて、幼稚園や保育所等の整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めます。

(1) 「量の見込み」を「認定区分」、「家庭類型」等から算出 ●●●●●●●●

① 認定区分について

保護者が子どもの教育・保育給付を受けるには、子どもの保育の必要性について国の定める基準（子ども・子育て支援法第19条第1項）に基づいた市の認定を受ける必要があります。

「保育の必要性」の事由 (子ども・子育て支援法施行規則第1条)

- 以下のいずれかの事由に該当すること
※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能
- ①就労
 - ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間等基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
 - ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む
 - ②妊娠、出産
 - ③保護者の疾病、障がい
 - ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
 - ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護等
 - ・同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
 - ⑤災害復旧
 - ⑥求職活動
 - ・起業準備を含む
 - ⑦就学
 - ・学校に在学・職業訓練校等における職業訓練を含む
 - ⑧虐待やDVが行われている又はそのおそれがあること
 - ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
 - ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

保育の必要性の認定を受けた上で、家庭の就労実態等に応じて利用可能な保育必要量に応じて、保育標準時間（主にフルタイムの就労を想定）と保育短時間（主にパートタイムの就労を想定）に区分されます。


	保育の必要性がある		保育の必要性がない	
0～2歳児	3号	保育標準時間（11時間）		
	保育認定	保育短時間（8時間）		
3～5歳児	2号	保育標準時間（11時間）	1号	教育標準時間 （3～4時間）
	保育認定	保育短時間（8時間）	教育認定	

② 家庭類型について


特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、家庭類型に分け、1号・2号・3号のどの区分に該当する子どもか想定することが必要です。

アンケート調査結果から、対象となる子どもの親やその就労状況により、下表のとおり8タイプに類型化します。「家庭類型」として区分し、母親の就労希望を反映させた「潜在的な家庭類型」を導き出します。

母親		父親	ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休含む)	パートタイム就労 (産休・育休含む)			未就労
					月120時間以上の就労	月120時間未満60時間以上の就労	月60時間未満の就労	
ひとり親			タイプA					
フルタイム就労 (産休・育休含む)				タイプB	タイプC	タイプC'		タイプD
パートタイム就労 (産休・育休含む)	月120時間以上の就労			タイプC	タイプE	タイプE'		
	月120時間未満60時間以上の就労							
	月60時間未満の就労			タイプC'				
未就労					タイプD			タイプF



保育の必要性あり



保育の必要性なし

- タイプA : ひとり親家庭 (母子又は父子家庭)
 タイプB : フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)
 タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月120時間以上+下限時間~120時間の一部)
 タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)
 タイプD : 専業主婦(夫)家庭
 タイプE : パートタイム共働き家庭 (就労時間: 双方が月120時間以上+下限時間~120時間の一部)
 タイプE' : パートタイム共働き家庭 (就労時間: いずれかが月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)
 タイプF : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)

※ 育児・介護休業中の方も就労しているとみなして分類しています。

(2) 「量の見込み」等を算出する項目 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

アンケート調査結果を踏まえ、国が定めた全国共通の方法により、量の見込み（需要）と確保の状況（供給）を確認し、不足する場合は確保の方策（整備目標）を定めます。

【 教育・保育の項目 】

認定区分	対象事業		事業の対象家庭	対象年齢
1号	教育認定	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）	専業主婦(夫)家庭 両親就労短時間家庭 両親就労家庭（幼稚園利用希望）	3～5歳児
2号	保育認定	認定こども園（保育所部分） 保育所	ひとり親家庭 両親就労家庭	
3号	保育認定	認定こども園（保育所部分） 保育所 地域型保育（小規模保育等）		

【 地域子ども・子育て支援事業の項目 】

	対象事業	事業の対象家庭
1	時間外保育事業（延長保育事業）	在園児の全ての家庭
2	放課後児童健全育成事業（学童保育）	ひとり親家庭、両親就労家庭
3	地域子育て支援拠点事業	全ての家庭
4	一時預かり事業 （幼稚園における一時預かり）	在園児の全ての家庭
5	（保育所等における一時預かり）	全ての家庭
6	病児・病後児保育事業	病気や病後回復期の児童がいて保護者の理由等事情により保育が必要な家庭
7	ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	全ての家庭
8	利用者支援事業	全ての家庭
9	妊婦健康診査事業	全ての妊婦
10	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭
11	養育支援訪問事業	養育支援訪問を必要とする家庭
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	実費負担の軽減を必要とする家庭
13	子育て短期支援事業	保護者の事情により児童の養育が一時的に困難になった家庭
14	多様な主体の参入を促進する事業	事業者

3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

【事業概要】

幼稚園は、務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育・保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の成長を助長することを目的としています。保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前子どもの保育の必要性が認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。また、認定こども園は、幼稚園と保育施設が一体化した施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援等の機能も備える施設です。

特定地域型保育事業は、小規模（定員6～19人の施設）、家庭的（5人以下の子どもを保育者の居宅等で保育）、居宅訪問型（保育者が子どもの居宅で保育）、事業所内（事業所の従業員の子どもを保育）があります。

認可外保育施設における企業主導型保育施設は、企業が設置し、従業員の子どもや地域の子ども（地域枠）を保育する施設で、国の示す一定の基準を満たす施設であることから、確保方策に見込んでいます。

【現状】

平成31年4月1日現在	1号	2号		3号	
	3歳以上教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保育が必要	0歳保育が必要
		教育希望が強い	左記以外		
児童数（平成31年4月1日現在）	5,830人		3,629人	1,592人	
需要率	53.7%	42.1%	41.9%	15.8%	
ニーズ量 （幼稚園は令和元年5月1日現在）	3,130人	2,457人	1,521人	252人	
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育所、認定こども園)	955人	2,210人	1,152人	384人
	従来制度の幼稚園	3,430人	0人	0人	0人
	特定地域型保育事業（小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内）	0人	0人	30人	8人
	企業主導型保育施設の地域枠	0人	6人	36人	10人
	提供量合計	4,385人	2,216人	1,218人	402人
過不足分（提供量－ニーズ量）	1,255人	▲241人	▲303人	150人	

- ※ 需要率：児童数に対する、各ニーズ量の割合。
- ※ 保育所等では、基準の範囲内で定員以上の受入れも行っていきます。
- ※ 企業主導型保育施設の地域枠とは、企業が従業員の子ども向けに設置した保育施設において、施設の判断で、従業員の一部に従業員以外の子どもを受け入れるものです。
- ※ 特定教育・保育施設の幼稚園とは、子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園です。

(2) 令和2年度以降の教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

【今後の方向性】

令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化制度」が始まりました。その影響など今後の利用状況を注視し、提供量(確保方策)の確保に努める必要があります。

幼稚園においては、定員に対し、入園率が70%弱となっているため、認定こども園への移行や幅広い年齢の受入れに必要な支援を行っていきます。

保育所においては、1・2歳のニーズに対する施設が不足をしているため、0～2歳児を対象とした小規模保育事業所の施設整備を進めるとともに、企業主導型保育事業の地域枠の活用を図っていきます。

さらに、民間保育所の保育士確保や就労に対する支援、施設面積及び保育士の配置といった条件を満たしたうえで、定員以上の受入れを行うこと等により、教育・保育の提供体制の確保に努めます。

【令和2年度】

		令和2年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
教育希望が 強い	左記以外					
児童数推計		5,787人			3,486人	1,645人
需要率		46.1%	7.3%	42.6%	42.7%	16.0%
ニーズ量の見込み		2,669人	420人	2,463人	1,487人	264人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育所、認定こども園)	855人		2,457人	1,406人	386人
	従来制度の幼稚園	3,430人		0人	0人	0人
	特定地域型保育事業(小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内)	0人		0人	44人	13人
	企業主導型保育施設の地域枠	0人		6人	53人	15人
	提供量合計	4,285人		2,463人	1,503人	414人
過不足分(提供量－ニーズ量)		1,196人		0人	16人	150人

- ※ 需要率：児童数推計値に対する、各ニーズ量の見込みの割合。
- ※ ニーズ量の見込みは、児童推計×需要率(小数点第2位以下の表示を省略)です。端数調整があるため、上記計算と表の数値が一致しない場合があります。
- ※ 各年度の提供量は、基準の範囲内で定員以上の受入れを行う分も見込んだものです。

【令和3年度】

		令和3年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
教育希望が 強い	左記以外					
児童数推計		5,660人			3,443人	1,617人
需要率		46.4%	7.3%	43.0%	43.4%	16.3%
ニーズ量の見込み		2,625人	413人	2,433人	1,495人	263人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育所、認定こども園)	1,134人		2,495人	1,406人	386人
	従来制度の幼稚園	3,010人		0人	0人	0人
	特定地域型保育事業(小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内)	0人		0人	60人	16人
	企業主導型保育施設の地域枠	0人		6人	53人	15人
	提供量合計	4,144人		2,501人	1,519人	417人
過不足分(提供量－ニーズ量)		1,106人		68人	24人	154人

【令和4年度】

		令和4年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要	0歳 保育が必要
教育希望が 強い	左記以外					
児童数推計		5,457人			3,471人	1,589人
需要率		46.6%	7.3%	43.4%	44.2%	16.5%
ニーズ量の見込み		2,544人	400人	2,369人	1,535人	262人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育所、認定こども園)	1,134人		2,495人	1,406人	386人
	従来制度の幼稚園	3,010人		0人	0人	0人
	特定地域型保育事業(小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内)	0人		0人	76人	19人
	企業主導型保育施設の地域枠	0人		6人	53人	15人
	提供量合計	4,144人		2,501人	1,535人	420人
過不足分(提供量－ニーズ量)		1,200人		132人	0人	158人

【令和5年度】

		令和5年度				
		1号	2号		3号	
			3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要
教育希望が 強い	左記以外					
児童数推計		5,365人			3,411人	1,559人
需要率		46.8%	7.4%	43.9%	45.0%	16.7%
ニーズ量の見込み		2,514人	396人	2,353人	1,535人	261人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育所、認定こども園)	1,134人		2,495人	1,406人	386人
	従来制度の幼稚園	3,010人		0人	0人	0人
	特定地域型保育事業(小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内)	0人		0人	76人	19人
	企業主導型保育施設の地域枠	0人		6人	53人	15人
	提供量合計	4,144人		2,501人	1,535人	420人
過不足分(提供量－ニーズ量)		1,234人		148人	0人	159人

【令和6年度】

		令和6年度				
		1号	2号		3号	
			3歳以上 教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳 保育が必要
教育希望が 強い	左記以外					
児童数推計		5,292人			3,350人	1,526人
需要率		47.1%	7.4%	44.3%	45.8%	16.9%
ニーズ量の見込み		2,494人	392人	2,344人	1,535人	259人
提供量 (確保方策)	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育所、認定こども園)	1,134人		2,495人	1,406人	386人
	従来制度の幼稚園	3,010人		0人	0人	0人
	特定地域型保育事業(小規模・家庭的・居宅訪問型・事業所内)	0人		0人	76人	19人
	企業主導型保育施設の地域枠	0人		6人	53人	15人
	提供量合計	4,144人		2,501人	1,535人	420人
過不足分(提供量－ニーズ量)		1,258人		157人	0人	161人

【0～2歳の保育利用率】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数推計	5,131人	5,060人	5,060人	4,970人	4,876人
提供量合計	1,917人	1,936人	1,955人	1,955人	1,955人
保育利用率	37.4%	38.3%	38.6%	39.3%	40.1%

4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

子ども・子育て支援法に、地域子ども・子育て支援事業が規定されています。

(1) 時間外保育事業（延長保育事業） ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

【事業概要】

保育認定を受けた子どもが、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を利用する事業で、保護者が支払う時間外保育の費用の一部を助成します。

【現状】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 見込み
利用者数	1,938人	2,106人	1,970人	1,871人	1,921人
実施箇所数	38か所	41か所	42か所	42か所	44か所

※ 利用者数は実人数

【今後の方向性】

認可保育所等の入所者が増加見込みにあることから、本事業においてもニーズ量に対応します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	1,936人	1,961人	1,986人	2,011人	2,041人
実施箇所数 (確保方策)	46か所	49か所	50か所	50か所	50か所
提供量	1,936人	1,961人	1,986人	2,011人	2,041人
過不足 (提供量－ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人

※ ニーズ量、提供量は実人数

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）●●●●●●●●●●●●●●●●●●

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後の他、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【現状】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 見込み
利用児童数	1,129人	1,098人	1,131人	1,205人	1,237人

※ 利用児童数は実人数

【今後の方向性】

働き方の多様化や女性の活躍促進等により、放課後児童クラブに対するニーズは高いものがあることから、利用者全体の見込み量に沿った確保を目指します。

放課後児童健全育成事業の事業量の見込みについては、児童数の減少と利用ニーズの増加のバランスに大きく影響を受けることから、実質の利用児童数の増減を注視し、ニーズ量に合った提供量の確保に努めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニ ー ズ 量	1,395人	1,419人	1,403人	1,362人	1,326人
1 年 生	452人	462人	456人	442人	430人
2 年 生	392人	399人	395人	383人	373人
3 年 生	280人	284人	281人	273人	266人
4 年 生	151人	153人	151人	147人	143人
5 年 生	84人	85人	84人	82人	80人
6 年 生	36人	36人	36人	35人	34人
提 供 量	1,395人	1,419人	1,403人	1,362人	1,326人
過 不 足 (提供量-ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人
実 施 箇 所 数 (確保方策)	45か所	46か所	46か所	46か所	46か所

※ ニーズ量、提供量は実人数

(6) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病気（病児）や病気回復期（病後児）の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設等で子どもを預かる事業です。

【現状】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 見込み
延べ利用者数	265人	311人	262人	239人	254人
実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【今後の方向性】

現在病後児保育を1か所で実施しています。時期により定員を超える利用申込みがあることなどから、事業の拡充（病児保育の実施）に向け取り組みます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量	263人	272人	290人	308人	328人
実施箇所数 (確保方策)	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所
提供量	732人	1,464人	1,464人	1,464人	1,464人
過不足 (提供量-ニーズ量)	469人	1,192人	1,174人	1,156人	1,136人

※ ニーズ量、提供量は延べ利用者数
※ 提供量 = 3人/日 × 実施箇所数 × 開所日数（平均244日）

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ●●●●●●●●●●●●●●

低所得者の負担軽減を図るため、次の費用の一部を補助する事業です。

- ア 教育・保育給付認定保護者の子どもが教育・保育を受けた場合に、日用品・文房具等の購入や行事への参加に要する費用
 - イ 施設等利用給付認定保護者の子どもが対象施設において教育・保育その他の子ども・子育て支援を利用した場合に、食事（副食）の提供に要する費用
- 令和元年10月から幼児教育・保育無償化制度の開始に伴い、本市では、上記イについて、実施しております。

※ 教育・保育給付認定保護者：教育・保育給付を受ける資格を有すること及び区分の認定を受けた保護者のこと。認定区分と利用対象施設・事業は次のとおり。

- 1号認定（満3歳以上の就学前子ども） 新制度に移行した幼稚園、認定こども園（幼稚園機能）
- 2号認定（満3歳以上で保育の必要性がある就学前子ども） 保育所、認定こども園（保育所機能）
- 3号認定（満3歳未満で保育の必要性がある就学前子ども） 保育所、認定こども園（保育所機能）
特定地域型保育事業（小規模保育等）

※ 施設等利用給付認定保護者：子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及び区分の認定を受けた保護者のこと。認定区分と利用対象施設・事業は次のとおり。

- 新1号認定（満3歳以上の就学前子ども） 従来制度の幼稚園、特別支援学校等
- 新2号認定（満3歳以上で保育の必要性がある就学前子ども） 一時預かり事業、認可外保育施設等
- 新3号認定（満3歳未満で保育の必要性がある就学前子ども） 一時預かり事業、認可外保育施設等

1 平塚市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、平塚市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 平塚市子ども・子育て支援事業計画（法第61条第1項の規定により本市が定める計画をいう。）に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健福祉関係団体の代表者
- (3) 保育・教育関係団体の代表者
- (4) 商工労働関係団体の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 公募に応じた市民
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、特定の事項及び専門的事項について調査審議させるため、部会を置くことができる。

(意見等の聴取)

第9条 会長は、子ども・子育て会議の運営上必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 平塚市子ども・子育て会議運営要綱

(趣旨)

第1条 平塚市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第4号。以下「条例」という。)

第10条の規定に基づき、平塚市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第4条の規定により市長が委嘱する委員は、別表第1に掲げる者とする。

(部会の所掌事務)

第3条 条例第8条の部会は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を調査審議する。

(1) 別表第2に掲げる者で組織する子育て支援事業推進部会 平塚市次世代育成支援行動計画の推進等に関する事項

(2) 別表第3に掲げる者で組織する公立園の在り方検討部会 平塚市の公立幼稚園及び公立保育所の在り方に関する事項

(部会の議長及び副議長)

第4条 部会に議長及び副議長1人を置き、部会委員の互選により定める。

2 議長は、会務を総理し、部会を代表する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第5条 部会は、議長が招集する。

2 部会は、部会委員の半数以上が出席しなければ部会を開くことができない。

3 部会の議事は、出席した部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の意見等の聴取)

第6条 議長は、部会の運営上必要があると認めるときは、部会に部会委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議及び部会の庶務は、健康・こども部保育課で処理する。

(部会の委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、議長が部会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成30年2月15日）から施行する。

別表第1（第2条関係）

平塚市子ども・子育て会議

区分
学識経験者
平塚民間保育園連盟の代表者
平塚市民生委員児童委員協議会の代表者
平塚市医師会の代表者
平塚市内の放課後児童クラブの運営者
平塚市私立幼稚園協会の代表者
平塚市小学校長会の代表者
平塚市地域教育力ネットワーク協議会の代表者
平塚商工会議所の代表者
西湘地域労働者福祉協議会の代表者
神奈川県平塚保健福祉事務所の代表者
神奈川県平塚児童相談所の代表者
公募に応じた市民
公立幼稚園の保護者の代表者
私立幼稚園の保護者の代表者
公立保育所の保護者の代表者
私立保育所の保護者の代表者

別表第2（第3条関係）

子育て支援事業推進部会

区分
学識経験者
平塚民間保育園連盟の代表者
平塚市民生委員児童委員協議会の代表者
平塚市内の放課後児童クラブの運営者
平塚市私立幼稚園協会の代表者
平塚市小学校長会の代表者
平塚市地域教育力ネットワーク協議会の代表者
神奈川県平塚保健福祉事務所の代表者
神奈川県平塚児童相談所の代表者
公募に応じた市民

別表第3（第3条関係）

公立園の在り方検討部会

区分
学識経験者
平塚民間保育園連盟の代表者
平塚市民生委員児童委員協議会の代表者
平塚市私立幼稚園協会の代表者
公募に応じた市民
公立幼稚園の保護者の代表者
私立幼稚園の保護者の代表者
公立保育所の保護者の代表者
私立保育所の保護者の代表者

3 平塚市子ども・子育て会議委員名簿

区分	氏名	区分
会長	落合 優	学識経験者
副会長	黒田 眞美江	平塚市民生委員児童委員協議会の代表者
委員	金田 了太郎	平塚民間保育園連盟の代表者
	中村 千里	平塚市医師会の代表者
	真壁 洋道	平塚市内の放課後児童クラブの運営者
	鷲尾 紀行	平塚市私立幼稚園協会の代表者
	土方 美佳	平塚市小学校長会の代表者
	山口 恵信	平塚市地域教育カネ트워크協議会の代表者
	清田 利行	平塚商工会議所の代表者
	小嶋 豊綱	西湘地域労働者福祉協議会の代表者
	大山 公一	神奈川県平塚保健福祉事務所の代表者
	佐久間 てる美	神奈川県平塚児童相談所の代表者
	大木 康史	公募に応じた市民
	大久保 恵子	公募に応じた市民
	久世 詩子	公募に応じた市民
	成川 美早	公立幼稚園の保護者
	森谷 絵美	私立幼稚園の保護者
	畑 尚邦	公立保育所の保護者
	佐野 和美	私立保育所の保護者

4 策定経過

	開催日	事項	内容
平成31年	1月10日～ 2月1日	「子育て支援に関するアンケート調査」 実施	・就学前児童の保護者対象（2,500人）
令和元年	6月24日	令和元年度第1回 平塚市子ども・子育て会議	・委員の委嘱 ・子ども・子育て会議について ・子ども・子育て支援事業計画について ・今後のスケジュール予定
	8月26日	令和元年度第2回 平塚市子ども・子育て会議	・第2期子ども・子育て支援事業計画素案（たたき台）について
	10月4日	令和元年度第3回 平塚市子ども・子育て会議	・計画素案について
	11月 日	庁議	・計画素案に対するパブリックコメント手続の実施について
	11月 日～ 12月 日	パブリックコメント手続（意見募集）の 実施	・計画素案を平塚市ホームページ及び公民館等 公共施設 か所にて公表
令和2年	1月 日	神奈川県との法定協議	・パブリックコメント終了後の計画素案を神奈川県に提出
	1月 日	令和元年度第4回 平塚市子ども・子育て会議	・
	3月 日	令和元年度第5回 平塚市子ども・子育て会議	・パブリックコメント結果について ・計画案について
	3月 日	庁議	・パブリックコメント結果について ・計画案について

5 用語解説（50音順）

【あ行】

預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行なう教育活動のこと。

育児休業制度

労働者は、事業主に申し出ることによって、原則として、子が1歳に達する日（誕生日の前日）まで養育するために、育児休業をすることができる。また、保育所等に入所できない等、1歳を超えても休業が特に必要と認められる場合は、事業主に申し出ることによって、子が1歳6か月に達する日育児休業することができる。さらに、平成29年10月の法律改正において、保育所等に入所できない等、1歳6か月を超えても休業が特に必要と認められる場合は、同様に事業主に申し出ることによって、子が2歳に達する日育児休業することができる。

インクルーシブ教育

支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向け、障がいのあるなしにかかわらず、できるだけすべての子どもが同じ場で共に学び、共に育つことをめざすもの。

【か行】

家庭的保育

5人以下の子どもを家庭的保育者の居宅等で保育する。

企業主導型保育施設

企業が設置し、従業員の子どもや地域の子どもを保育する施設。

居宅訪問型保育

ベビーシッターのように、家庭的保育者が子どもの居宅で保育する。

合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数を示す。女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を求めたもの。

子育て安心プラン

国として、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保する。遅くとも平成32年度末（令和2年度末）までの3年間で全国の待機児童を解消させる。また、「M字カーブ」を解消するため、平成30年度から平成34年度末（令和4年度末）までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備する。

子育て世代包括支援センター

母子保健法上は、「母子健康包括支援センター」という。妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じるなど、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことによって、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する。

子ども・子育て関連3法

急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化を勘案し、子どもやその保護者に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて、子ども・子育て支援新制度を施行するために制定及び改正した法律を指す。

- ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）
- ・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）

【さ行】

事業所内保育

企業や病院において、会社、工場、病院等に設置され、事業所の従業員の子どもを保育する施設。

児童相談所

児童福祉法を根拠として、都道府県が設置する義務のある施設。児童及び妊産婦の福祉に関して、実情把握や相談に応じる。必要に応じて児童を一時保護する施設を設けなければならない。

小規模保育施設

国が定める基準に適合した施設で、市町村の認可を受けた定員6人～19人の保育施設。

新・放課後子ども総合プラン

全ての児童（小学校に就学している児童をいう。以下同じ。）の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める。（2019年度から）2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を図る。その後、女性の就業率の更なる上昇に対応できるよう整備を行い、2019年度から2023年度までの5年間で約30万人分の整備を図る。全ての小学校区で放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、1万か所以上で実施することを目指す。

総合的な学習の時間

児童・生徒の「生きる力」の育成をめざし、各学校が創意工夫を生かして、教科の枠を越えて行う学習のこと。総合学習ともいう。

【な行】

認可外保育施設

児童福祉法第39条第1項に規定する業務（就学前児童の保育）を目的とする施設で、同法第35条第4項の規定に基づく認可を受けていない保育施設。原則として都道府県への届出が必要となる。

認可保育所

保護者や同居の親族が仕事・病気などで、保育を必要とする子どもの保育を行うことを目的とする施設。

認定こども園

保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設。

【は行】

バリアフリー

社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という広い意味でも用いられる。

【ま行】

民生委員児童委員

「民生委員法」「児童福祉法」によって設置された厚生労働大臣から委嘱されている委員。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされており、地域住民を支援する。困りごとを解決するために、福祉の制度など、さまざまな支援サービスを紹介する。

【や行】

ユニバーサルデザインタクシー

車いす使用者に限らず、足腰の弱い高齢者、妊娠中の女性、ベビーカー使用者なども含め、みんなが使いやすい新しいタクシー。

幼児教育・保育の無償化

令和元年10月に実施された消費税率の引上げによる財源を活用し、子育て世代の負担軽減措置を図る少子化対策。

【ら行】

利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

- ・基本型 子ども及びその保護者等に対する教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用支援
- ・特定型 待機児童の解消等を図るため、主として保育に関する施設や事業の利用支援
- ・母子保健型 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に対応するため、保健師等の専門的な見地からの相談支援等

第2期平塚市子ども・子育て支援事業計画【素案】(たたき台)

令和〇年〇月

発行：平塚市 健康・こども部 保育課

〒254-8686

神奈川県平塚市浅間町9番1号 市役所本館1階

電話：0463-21-9842 (子育て支援担当)

0463-21-9612 (保育担当)

0463-21-8555 (運営整備担当)

F A X : 0463-21-9738